

特別史跡 大宰府跡

環境整備事業実施報告書



1978

福岡県教育委員会

発刊のことば

福岡県教育委員会では、昭和46年度以来特別史跡大宰府跡を中心として、史跡大宰府学校院跡、史跡観世音寺境内及び子院跡の環境整備事業を国庫補助を受けて実施してきたところです。

本報告書は、その実施概要であります。本書を今後の環境整備に活用していただければ幸甚に存じます。

なお、環境整備事業に際して御援助御協力をいただいた関係各位に心から感謝いたしまして発刊のごあいさつといたします。

昭和53年3月31日

福岡県教育委員会教育長

浦 山 太 郎

例 言

- 1 本報告は、特別史跡大宰府跡を中心とした大宰府関係史跡の環境整備事業の実施概要であり、特に政庁地区を重点にしたものである。
- 2 本事業の関係者は下記のとおりである。

福岡県教育庁管理部文化課 福岡県立九州歴史資料館

なお、福岡農林事務所、那珂失業対策事務所、太宰府町教育委員会、財団法人古都大宰府を守る会及び地元住民の各位に多大の御援助を受けた。深謝する次第である。

- 3 本報告の執筆、編集は、文化課技術主査芳沢要がⅢとあとがきを、文化課技師磯村幸男がⅠとⅡを、九州歴史資料館主任技師倉住靖彦が略年表を担当した。
- 4 整備状況の写真は、九州歴史資料館技師石丸洋及び芳沢が撮影したものである。
- 5 整備概要については福岡県教育委員会刊行の「大宰府史跡1971」と九州歴史資料館刊行の「年報」（昭和47年度から昭和49年度まで）に連載された大宰府史跡環境整備の内容を骨子として関係部分については若干手を入れ書き直しの上、昭和52年度までの事業を追加しまとめたものである。発掘概要についても福岡県教育委員会並びに九州歴史資料館刊行の資料（註1）から整備にする部分を抜萃し（註2）九州歴史資料館参事渡辺正気氏と調査課長石松好雄氏に目を通していただいた。

（註1） 福岡県教育委員会刊行の「大宰府史跡」（昭和43年度及び昭和45年度の発掘調査概要と第9、10、11次発掘調査概要）と九州歴史資料館刊行の「年報」（昭和47年度から昭和51年度まで）並びに「大宰府史跡」（第30、31、32次発掘調査概報と昭和49年度から昭和51年度までの発掘調査概報）

（註2） 遺構の平面復原は、大宰府政庁の最終時期に合わせることを基本方針としているので最終時期の遺構に重点をおき抜萃し他は略した。遺構の時期分け等については表現に若干の問題があるがあえてそのまま転載した。

目 次

発刊のことば

I 大宰府関係史跡について	1
1. 大宰府関係史跡について	1
2. 史跡指定に至るまでの経緯	2
3. 公有化状況について	3
4. 大宰府地区の保存管理について	4
5. 財団法人「古都大宰府を守る会」	6
II 大宰府関係史跡の整備について	7
1. 大宰府町主体の整備について	7
2. 大宰府史跡整備対策委員会の設置	7
3. 大宰府歴史公園構想	9
IV 環境整備事業実施概要	12
1. 南 門 跡	12
2. 中 門 跡	14
3. 回 廊 跡	16
4. 前面築地跡	21
5. 脇 殿 跡	23
6. 内 廷 跡	26
7. 後殿築地跡	28
8. 北 門 跡	31
9. その他の環境整備事業	32
10. 県 単 事 業	37
あ と が き	40
大宰府関係略年表	41

表 目 次

第1表 大宰府関係史跡公有化状況一覧表	3
第2表 大宰府地区史跡の保存・管理計画	4
第3表 大宰府政庁跡地区整備総括表	10

挿 図 目 次

第1図	大宰府史跡公有化図	折込み
第2図	大宰府地区の史跡の保存、管理計画図	5
第3図	大宰府政庁跡発掘及び整備状況図	折込み
第4図	大宰府政庁跡環境整備	折込み
第5図	回廊跡平面復原計画図	20
第6図	前面築地跡平面復原計画図	24
第7図	脇殿跡平面復原計画図	折込み
第8図	後方築地跡整備断面図	29
第9図	付替え水路断面図（上流部）	30
第10図	土 橋	35
第11図	四阿設計図	39

図 版 目 次

図版1	第1次発掘調査 南門跡東半部 北から	12
図版2	南門跡整備 西から	13
図版3	南門跡前面階段 南から	13
図版4	第1次発掘調査 中門跡全景 西から	14
図版5	第1次調査の補足調査 中門階段 東から	15
図版6	中門跡整備 西南から	15
図版7	第6次調査 回廊（Ⅲ期）全景 西から	16
図版8	第6次調査 回廊（Ⅰ，Ⅱ期）全景および中門 西から	17
図版9	第6次調査 埴敷溝（上，下層）および小礫敷溝 北から	18
図版10	第15次調査 政庁回廊東北隅 西から	19
図版11	回廊跡整備 北西隅 西から	21
図版12	第6次調査 築地（下層）および南門 西から	22
図版13	第6次調査 回廊と築地取付部（Ⅲ期） 南から	23
図版14	第30次発掘調査地域全景 北から	25
図版15	脇殿跡整備 北東から	26
図版16	第30次調査の補足調査 Bトレンチ 南から	27
図版17	第30次調査の補足調査 Aトレンチ 南から	27
図版18	第26次調査 政庁正殿後方築地 北東から	29
図版19	後方築地跡整備 南から	30
図版20	第41次調査区全景 西から	31
図版21	北門跡整備	32
図版22	付け替え水路	33
図版23	前面外濠及び土橋 東から	34
図版24	後背地盛り土修景 東から	36
図版25	緑化修景工事	37
図版26	公衆便所	38
図版27	四 阿	40

（表紙は政庁跡整備状況）

I 大宰府関係史跡について

1 大宰府関係史跡について

大宰府関係史跡としては、次の3史跡がある。

- (1) 特別史跡大宰府跡

(大正10年3月3日指定
	昭和28年3月31日特別史跡
	昭和45年9月21日追加
	昭和49年6月25日追加

)

古くから都府楼の名で親しまれてきたこの地域は『日本書紀』によれば、天智天皇2年(663)、唐、新羅の連合軍と白村江において百済と共に戦って大敗した我が国が、大陸からの侵攻に備え、那の津(当時は宮家^{みやけ}と呼ばれ、現在の福岡市南区大橋付近と想定されている所)にあった大宰の府(九州一円の統治の拠点であると共に、対外交渉を掌る役所)を移したところである。

大宰府をこの地に置くと同時に、百済の軍将の指導により、北面の大野山(通称四王寺山)に大野城、南面の基山に基肆城を、平野部には水城を築いて大宰府を防衛した。

また、各所に烽^{とぶひ}を設置し、防人を配備した。

その後、大宰府は一時廃止されて筑紫鎮西府が設置されたりしたが、すぐ復活し「此の府、人物殷繁にして天下の一都会なり」といわれるほどの繁栄をみた。

10世紀中頃、藤原純反の乱の戦火で焼失する等幾多の変遷を重ねながら、13世紀頃まで九州一円に対する権威を存続させていた。

大宰府は、平城京の都城制にならって、南北22条、東西24坊の条坊制をしき、大宰府政庁は方4町、大宰府学校院は方2町、観世音寺は方3町の規模があったと想定されている。

また、大宰府政庁の建物は、正殿及び東西各2棟の脇殿(いずれも柱間4間×7間)、並びに中門(2間×3間)、南門(2間×5間)それに正殿後方に北門、そして、これらをかこむ回廊、築地で構成されている。

なお、西側の丘には柱間3間×9間の規模をもった建物礎石があり、穀物、財物等を管理する蔵司^{くらをつかさ}のあったところとされている。東側の月山と呼ばれる丘は、漏刻台^{ろうこくだい}(水時計)が置かれた場所と想定されている。

- (2) 観世音寺境内及び子院跡(昭和45年9月21日指定)

『続日本紀』によると、天智天皇の時代に筑紫で亡くなった母斉明天皇の供養のために発願し、建立された寺である。しかし、その完成には、80年余(天平18年<746年>完成)を要し、この間、沙弥満誓、僧正玄昉が寺建立のために派遣されているが、玄昉は、寺完成時に暗殺されている。

また、天平宝字5年（761）には、東国下野の薬師寺、畿内大和の東大寺とともに西国を掌る戒壇として観世音寺が選ばれている。

往寺には、講堂、金堂、五重塔、戒壇院、菩薩院等七堂伽藍がととのい西国第一の寺で49の子院があったと伝えられている。

現在、往時を偲ぶものとして、国宝の梵鐘、重要文化財の平安・鎌倉時代の仏像の他に、講堂跡の礎石群、塔の巨大な心礎があげられる。また、著名な資料として、『延喜五年観世音寺資財帳』がある。

(3) 大宰府学校院跡（昭和45年9月21日指定）

奈良時代の律令体制の下で、中国の制度にならった官吏養成のための学校が設置されたが、中央に大学寮、諸国に国学が置かれたように、九州を管轄する大宰府に官吏養成のための学校が置かれた。ここは、大宰府の下級官吏の養成所であり、九州一円の郡司等の子弟が学んだところである。

学校院の遺構等については、明確になってないが、ほぼ完形の蓮花唐花文磚を礎石がわりにした建物跡が発掘されている。

2 史跡指定に至るまでの経緯

大宰府関係史跡の指定に至るまでの経緯を編年的に記述すると、次のとおりである。

大正10年3月3日大宰府跡・水城跡・大野城跡が国指定史跡となり、同時に一部の買上げを行った。

昭和28年3月31日 同上三史跡を特別史跡に変更する。

昭和39年 大宰府跡の公有化開始。

昭和41年9月 福岡県議会は「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（所謂古都保存法）を太宰府町にも適用するように国に陳情する。

同年10月5日 福岡県教育委員会は史跡周辺の宅地化などから大宰府を保存するため、文化財保護委員会に大宰府史跡拡張指定を申請する。

同年11月11日 文化財保護委員会は、特別史跡「大宰府跡」の指定拡張、観世音寺、同寺四十九子院跡の約110万 m^2 にすることに決定。

同年11月25日 地元関係三地区（観世・坂本・国分）が史跡指定拡張反対陳情書を国および県に提出し、同日太宰府町議会において史跡指定反対を決議する。

昭和42年6月23日 大宰府地区史跡等保護整備協議会（町長、町議会議長、県教委により構成）が発足する。

同年9月11日 大宰府地区史跡等保護整備協議会において史跡のA・B・C三地区案を県教

委が提出する。

昭和43年2月1日 福岡県議会は、追加指定を必要最少限にとどめ、全額国庫で買上げるよう国に要望する。

同年7月1日 大宰府史跡発掘調査指導委員会（委員長竹内理三早稲田大学教授）が発足する。

同年7月24日 太宰府町議会史跡対策特別委員会（帆足津盛委員長）発足。

同年10月19日 福岡県教育委員会は太宰府史跡発掘調査の鍬入れ式をおこなう。

同年11月28日 福岡県教育委員会は太宰府跡の発掘調査を開始する。

昭和44年1月27日 大宰府発掘指導委員会は、大宰府史跡の買上げについては全額国庫支出、発掘調査については国営移管の陳情書提出。

昭和45年3月9日 歴史的風土審議会は太宰府町の古都保存法適用見送りを決定する。

同年7月12日 太宰府町において文化庁、県教委と地権者が直接話し合いをおこなう。

同年7月24日 地元三区長が史跡保存対策についての要望書を文化庁長官に提出する。

同年8月5日 地元側が買上げ予算の大幅増額等の要望書を文化庁に提出。

同年8月27日 要望書に文化庁が回答し、町当局はこれを受諾する。地元三地区民はこれを拒否する。

同年8月31日 三地区地権者会議を開催する

同年9月21日 文化庁は史跡大宰府跡の指定拡張を告示する。

昭和46年2月18日 大宰府史跡整備対策委員会発足

3 公有化状況について

当該地域の年次別の公有化実績及び公有化状況は、第1表及び第1図のとおりである。

第1表 大宰府関係史跡公有化状況一覧表

史跡名 年度	特別史跡 大宰府跡		史跡 大宰府学校跡院		史跡 観世音寺境内及び子院跡		備考
	金額	面積	金額	面積	金額	面積	
	千円	m ²	千円	m ²	千円	m ²	
39	10,000	4,133					
40	20,000	8,211					
41	20,000	8,215					
42	33,237	12,086	6,689	1,262			
43	47,298	12,029	4,650	854	7,779	1,428	
44	49,152	8,252			19,493	2,825	
45	152,340	20,408	19,936	2,773	44,641	9,331	
46	141,686	17,298	19,832	1,837	164,530	29,723	

47	88,183	7,421			251,388	46,227	
48	90,365	9,806	8,340	1,127	239,498	34,040	
49	133,882	10,274	15,660	915	196,943	39,848	
50	95,490 (83,210)	5,345 (4,712)			324,994 (274,291)	39,085 (35,605)	() 内は先行投資取得分
51	74,929	4,604	17,725	928	170,775	28,136	
計	956,562	128,082	92,832	9,696	1,420,041	230,643	

4 大宰府地区史跡の保存管理について

当地区の保存・管理については、文化庁・県教育委員会・太宰府町及び地元住民の意向を考慮し、昭和45年9月21日付け庁保記第200号により、文化庁文化財保護部長名で、次の第2表及び第2図のとおり策定された。

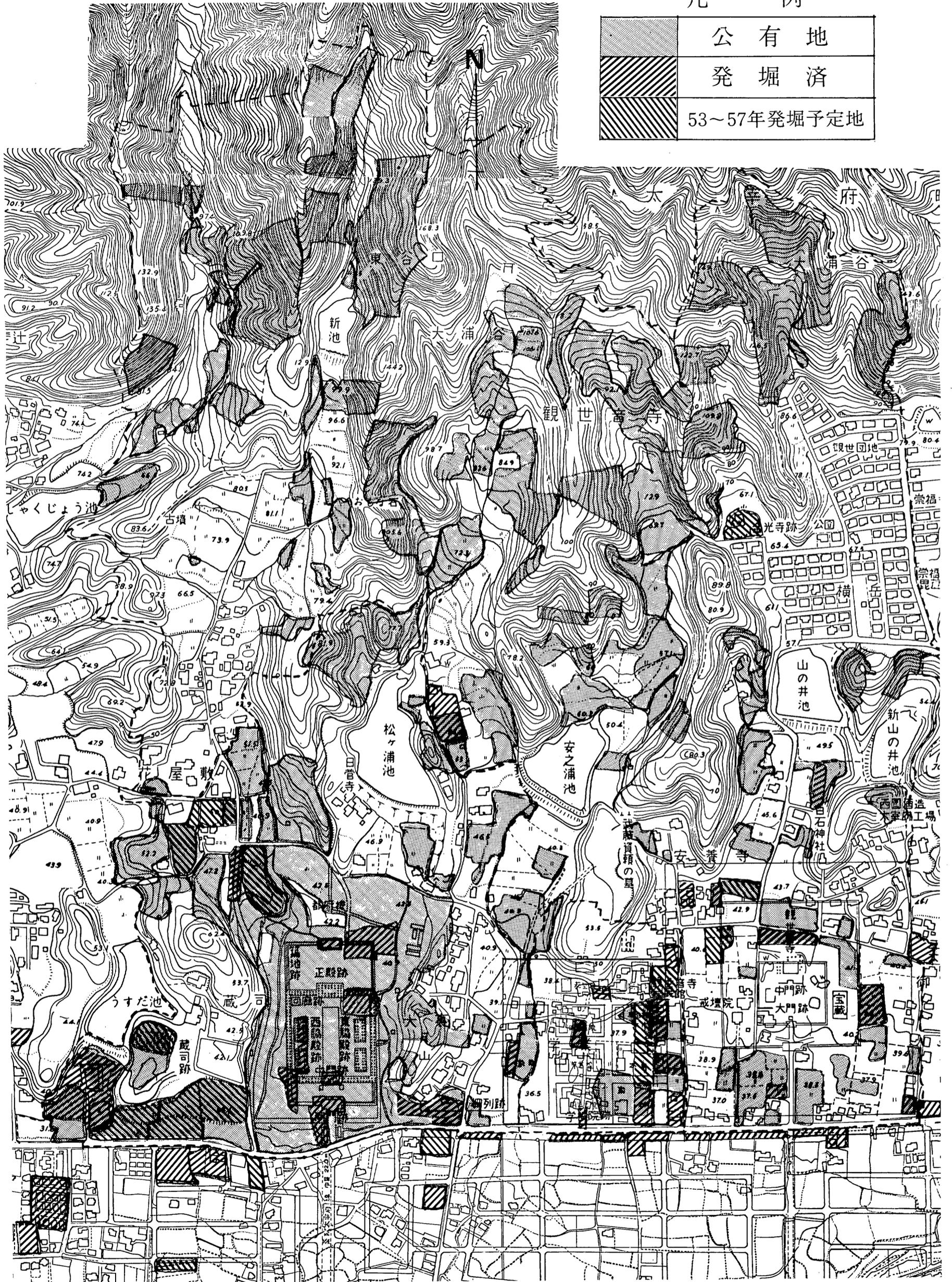
第2表 大宰府地区史跡の保存・管理計画

区分	性 格	保 存 管 理				学 術 調 査	環 境 整 備	
		方 針	現状変更の取扱いに関する基準					
			家屋の新築	樹木の伐採植樹	果樹園等の造成	土石の採取		
A 地区	大宰府跡、観世音寺跡など遺跡・遺構の存在がすでに確認されている地域	土地の公有化を促進し、早急に環境整備を行なう。よって現状変更は原則として認めない。	認めない。	環境をそこない。範囲において認める。	認めない。	認めない。	一定の計画のもとに順次学術調査を行なう。	積極的に史跡公開化する。発掘調査によって明らかとなった遺跡・遺構は復元して公開するとともに、周囲を整備し、出土品等の保存展示施設を別途に設ける。
B 地区	学校院跡、観世音寺子院跡など遺跡・遺構が未確認である地域	地形の変更をとまわらず、遺構、環境をそこなわない範囲において、現状変更を認める。その場合、必要あるものは、緊急に事前の発掘調査を行ない、遺跡・遺構が確認された場合は、土地の公有化をはかる。その他緊急の場合もこれに準ずる。	原則として木造家屋とする。	A地区と同じ。	原則として認める。	原則として認めない。	必要に応じて事前調査を行なうほか、計画的な学術調査を行なう。	買上げて公有化した地域についてはA地区と同じとする。
C 地区	A、B地区に含まれる住宅区域	既存（昭和41年11月文化財保護委員会指定決定時）の建物・施設の改築、修理あるいは一部の増築を認める。						

(注) 表におけるA・B・C地区の区分は別図に示すとおりとする。

凡 例

	公有地
	発掘済
	53~57年発掘予定地



第1図 大率府史跡公有化図



第2図 大宰府地区の史跡の保存, 管理計画図

5 財団法人「古都大宰府を守る会」

財団法人「古都大宰府を守る会」は、次の目的及び事業を実行する法人として、昭和49年6月21日付けで法人設立申請がなされた。

(目的)

第3条 この法人は、大宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存及び活用を図ることをもってその目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、大宰府地方における次の各号に掲げる事業を行なう。

- (1) 歴史的風土及び文化財の保存に関する調査研究及び知識の普及向上
- (2) 宿泊研修施設及び総合案内所の建設及び経営
- (3) 展示施設、休憩所、展望所、方向標示板の建設及び管理
- (4) 前各号に掲げる事業に関する政府及び関係機関への建議及び陳情
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業の経営及び助成

(財団法人「古都大宰府を守る会」寄附行為より)

そして、昭和49年7月16日付け49教秘第282号で設立が許可され、理事長瓦林潔他19名の理事及び2名の監事並びに県知事亀井光を初めとする多数の顧問により太宰府町役場内に事務局を置き発足したのである。

しかしながら、その活動は一時的に停滞し2年後の昭和51年6月に体制を整備し、現在に至っている。

その事業に対する経費の一部を補助するために、次の覚書がかわされている。

覚 書

財団法人古都大宰府を守る会は、大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画に基づき、事業推進に必要な措置として設立されたところであるが、大宰府史跡環境整備地等史跡地の有効適切な維持管理等について、福岡県、太宰府町及び財団法人古都大宰府を守る会（以下「守る会」という。）は、次の事項について、覚書を取り交すものである。

- 1 守る会は、大宰府史跡環境整備地等史跡地についての維持管理を実施する。
- 2 福岡県及び太宰府町は、当該地の維持管理等守る会の事業に必要な経費の一部を補助する。

昭和52年2月1日

福岡県

知 事 亀 井 光

太宰府町

町 長 川 邊 善 郎

財団法人古都大宰府を守る会

理事長 瓦 林 潔

そして、その事業は、具体的には、大宰府跡等関係史跡の整備地及び史跡公有地の草刈り、植木手入れ、薬剤散布等が実施されている。

将来的には、当初目的とした展示館を建設し、そこを基点に大宰府関係史跡（水城跡・大野城跡・筑前国分寺跡等大宰府関連史跡）全体の維持管理をして行く必要があると思われる。

Ⅱ 大宰府関係史跡の整備について

1 太宰府町主体の整備について

昭和41年度から44年度までの環境整備については、太宰府町が事業主体となり、国庫補助事業により実施され、その実績は次のとおりである。

年度	予 算	整 備 場 所	面 積
41	2,000 ^{千円}	政庁地区芝張, 整地	17,095 ^{m²}
42	〃	〃	12,778
43	〃	政庁地区芝張, 説明板	11,889
44	〃	南門・中門復元, 説明板	2,000

2 大宰府史跡整備対策委員会の設置

昭和45年9月21日付けで大宰府関係史跡が指定告示され、それによりこの広範な史跡の整備について、各方面からの意見を聞き且つ審議するために昭和46年2月18日大宰府史跡整備対策委員会を地元関係者・学識経験者・行政関係者の3者の計29名を委員として設置された。その会則及び委員名簿は次のとおりである。

大宰府史跡整備対策委員会会則

(名 称)

第1条 この会は、大宰府史跡整備対策委員会（以下「委員会」という。）という。

(目 的)

第2条 委員会は、大宰府関係史跡の総合的整備計画について協議し、適正な計画の樹立とその実施を促進することを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、学識経験者及び福岡県教育委員会が委嘱する太宰府町、宇美町、大野城

市、春日市、筑紫野市代表者並びに文化庁及び福岡県の関係職員をもって構成する。

(事務所)

第4条 委員会は、事務所を福岡県教育庁文管理部化課内に置く。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

2 役員は委員の互選により決定する。

3 役員の任期は1年とする。

4 会長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、総会及び専門部会とし、会長が招集する。

2 総会は、委員全員をもって構成する。

3 専門部会は、総会の決定により必要に応じ専門委員を選出して構成する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、福岡県教育庁管理部文化課長をもってあてる。

3 事務局長は、会長の命を受けて委員会の事務を処理する。

(委任)

第8条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和46年2月18日から施行する。

大宰府史跡整備対策委員会名簿

会 長 小田部 善次郎 県副知事

副会長 川 辺 善 郎 太宰府町々長

(学識経験者委員)

青木 正夫 九州大学教授

加藤 退介 九州大学教授

佐藤 敬二 九州大学名誉教授

新田 伸三 九州芸術工科大学教授

浜 正雄 九州・山口経済団体連合会
副会長

光吉 健次 九州大学教授

進藤 一馬 全史協副会長

藤野 昭一 太宰府町史跡対策委員

(関係地域代表委員)

荻尾 利弘	筑紫野市教育長	陶山直次郎	太宰府町教育長
鬼木 定樹	太宰町議会議員	阿部 春治	国分地区代表
太田 金満	坂本地区代表	吉塚 駿亮	観世地区代表
吉村 健蔵	宇美町教育長	田中 清	四王寺地区代表
井上幸一郎	大野城市教育長	井上 萬治	春日市教育長

(関係行政機関委員)

牛川 喜幸	文化庁文化財保護部担当官	安河内通利	県企画開発部長
村上 道隆	県商工水産部長	後藤 康夫	県農政部長
田中 終治	県林務部長	秀島 隆史	県土木部長
佐藤 温	県建築部長	友野 隆	県環境整備局長
浦山 太郎	県教育長		

なお、発掘調査については、大宰府発掘調査指導委員会が文化庁の指導により設置された。
その現在の委員は次のとおりである。

委員長	竹内 理三	早稲田大学教授
	坂本 太郎	国学院大学教授
	井上 光貞	東京大学教授
	岸 俊男	京都大学教授
	井上 辰雄	筑波大学教授
	岡崎 敬	九州大学教授
	浅野 清	愛知工業大学教授
	太田 静六	早稲田大学教授
	小田富士雄	北九州市立歴史博物館主幹

3 大宰府歴史公園構想

大宰府史跡整備対策委員会の設置により、大宰府関係史跡全体の整備が審議され、その結果、昭和47年6月27日「大宰府歴史公園の基本構想（試案）」が提示され、大宰府歴史公園整備が具体的に検討されることとなった。その間、大宰府歴史公園建設に関して、国営公園として建設して欲しいとの陳情書を国の関係省庁に提出している。

昭和48年6月28日には「大宰府歴史公園整備前期5ヶ年計画」を整備対策委員会は知事に答申した。その計画の当地区関係分は次のとおりであり、他に活用施設（四阿、休憩所、売店、便所、ベンチ、展望所等）整備が計画として掲げられた。

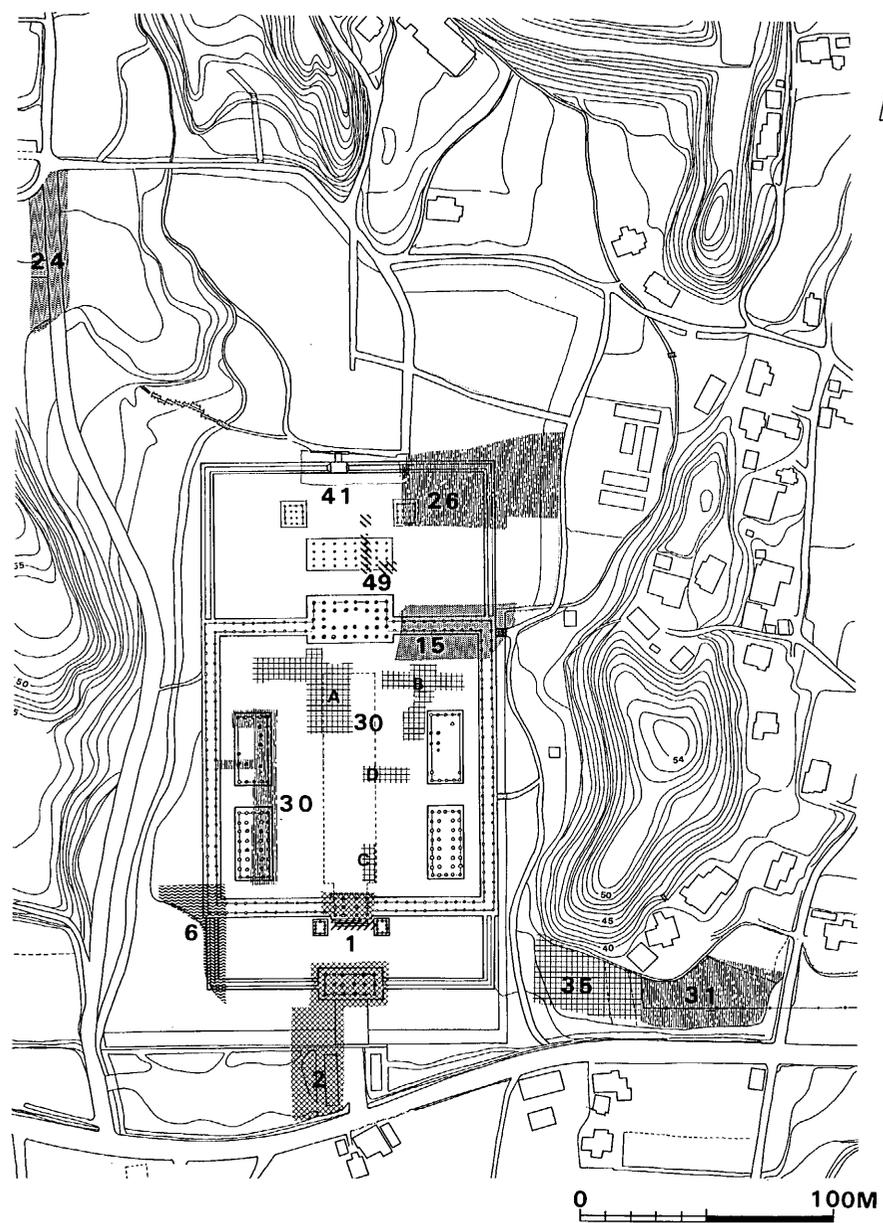
整備箇所	整備内容
大宰府々庁地区	門・回廊・庁堂群等については平面復元を行なう。 礎石は早急に樹脂加工し、欠失部は模造石を使って復元をはかる。 建造物等については、模型の作成を行なうとともに、古代を偲ぶにふさわしい環境に整備する。 府庁中央道路を廃止し、替りに府庁西側苑路の整備を行なう。
蔵司地区	丘全体の修景および建造物跡の平面復元を行なう。
月山地区	適度な間伐と修景を行なうとともに、ベンチ等を設置する。
大宰府学校院地区	今後の発掘調査をまちながら一応の整備を行なう。
観世音寺地区	塔基壇・回廊等の平面復元を行なう。大宰府々庁跡・大宰府学校院跡・観世音寺跡等に共通する南面築地は可能なかぎり平面復元を行なう。

なお、その実施概要はⅢで報告するが、現在までの大宰府跡の特に政庁地区の発掘、環境整備の状況は、第3図、第4図のとおりである。

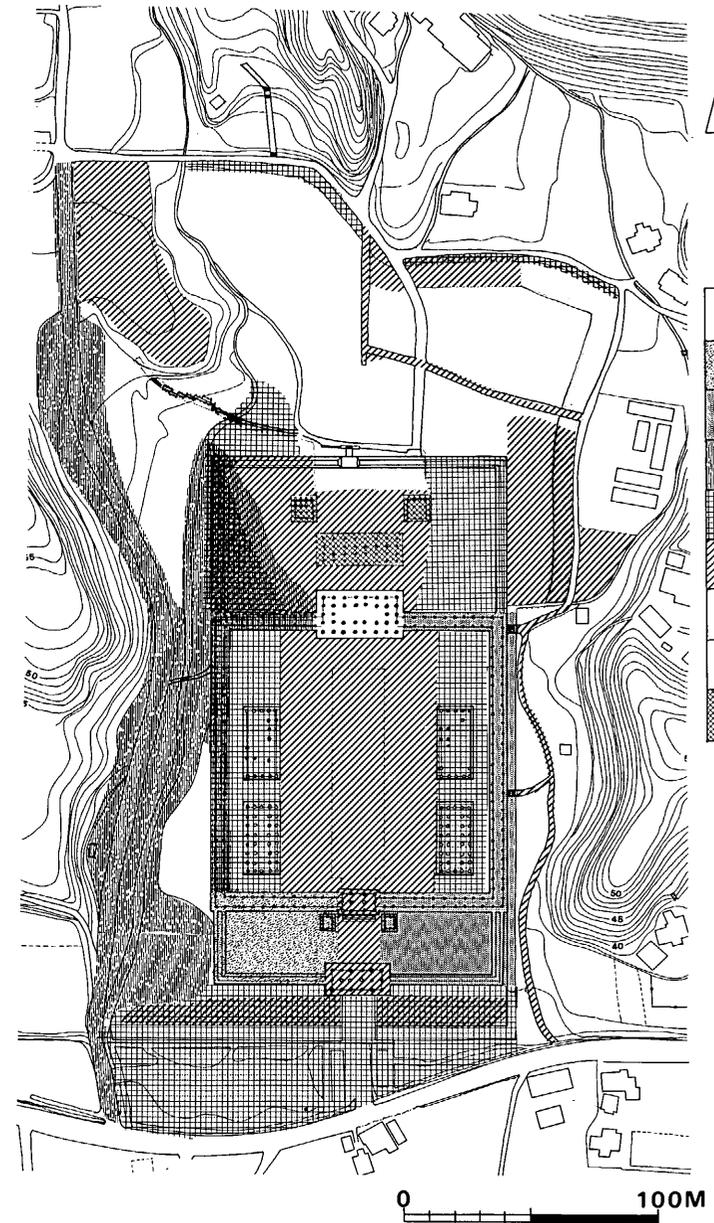
また、整備実施の総括表は第3表のとおりである。

第3表 大宰府政庁跡地区整備総括表 (単位千円)

年 度	事 業 内 容	国庫補助事業	県単事業	備 考
41年～44年	張芝、イ草張り、苗木植栽、説明板設置等。	8,000		町事業
46年度	南面回廊及び前面築地西半部の平面復原工事。	5,000		県事業
47年度	前面築地と南面及び北面回廊の東半部、 東面回廊の平面復原工事。東側水路工事。 航空写真図化委託事業その他。 公衆便所(鉄筋コンクリート陸屋根)工事。	18,000	2,000	〃
48年度	水路付替え及び園路造成工事。回廊基礎盛土工事その他 四阿。焼却が。植栽。くず入れ。ベンチ等	26,000	2,800	〃
49年度	北面回廊西半部及び西面回廊平面復原工事。 脇殿跡平面復原工事。後殿東側築地平面復			〃

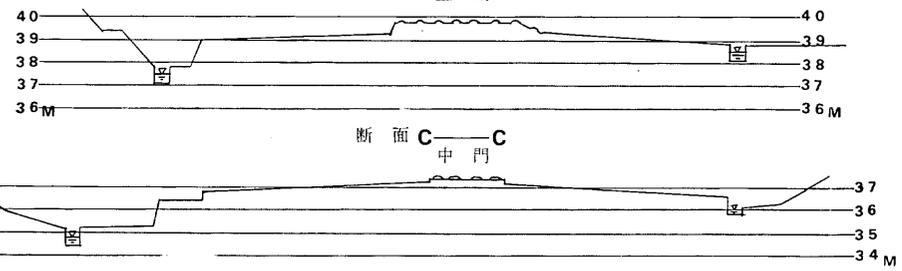
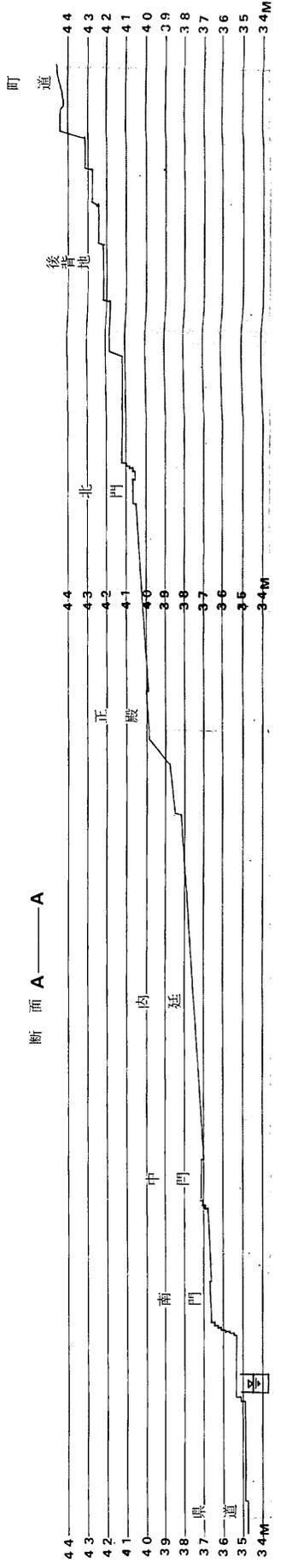
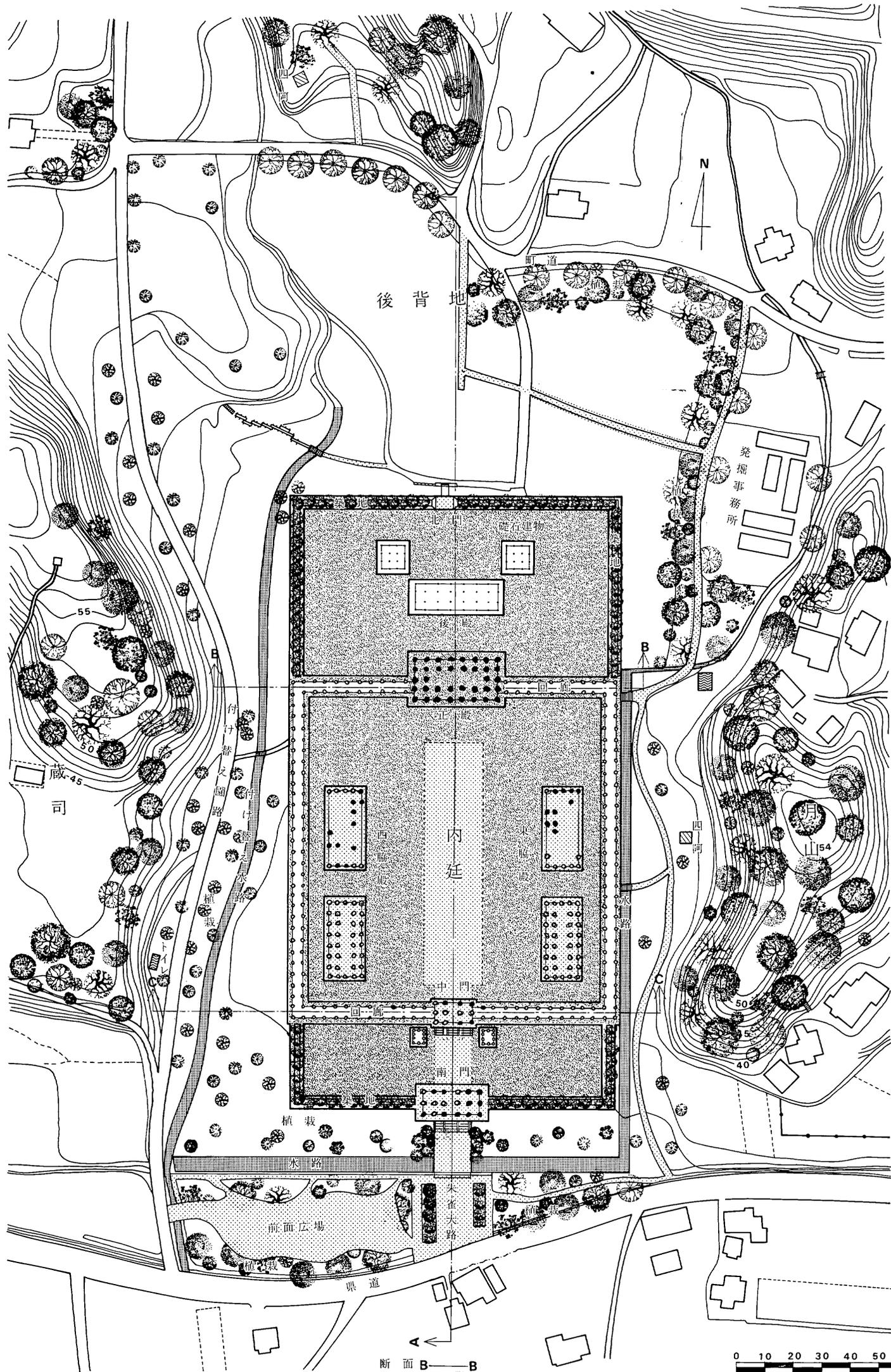


発掘調査	
1次	43年度
1次補	50年度
2次	43年度
6次	45年度
15次	47年度
24次	47年度
26次	48年度
30次	48年度
30次補	49年度
31次	48年度
35次	49年度
41次	51年度
49次	52年度



整備事業	
[Pattern]	46年度
[Pattern]	47年度
[Pattern]	48年度
[Pattern]	49年度
[Pattern]	50年度
[Pattern]	51年度
[Pattern]	52年度 計画なし
[Pattern]	53年度 予定

第3図 大宰府政庁跡発掘及び整備状況図



凡 例

	芝		植 栽
	碎石敷		地上表出礎石
	水路		模造礎石
	付け替え圍路		トイレ
	植 栽		四 阿

第4図 大宰府政庁跡環境整備

	原工事。西側築地基礎盛土、水路護岸工事。 前面外濠修景工事。後背地盛土及び広場造成 工事。内廷一部張芝工事その他。 苗木移植。鉄筋コンクリートスラブ橋、橋面 拡幅、頭首工、緊急防災護岸工事。水銀灯移 設。水飲み場設置。前面植栽。	40,000	10,860	県事業 前面植栽は 緑化推進課
50年度	南門及び中門跡平面復原工事。内廷跡整備。後 殿西側築地半部平面復原工事。園路及び苗木 跡整備。後背地整備。前面及び後背地植栽。 標識工その他。 公有地整備。説明板設置。ベンチ。	21,000	2,250	県事業
51年度	北門及び築地跡平面復原工事。盛土及び園路 工事。緑化修景工事その他。 公衆便所、水飲み場及びベンチ設置工事。 園路補修工事。	10,000	2,350 5,360	園路補修工事は 失対事業課
52年度	四阿設置。		1,300	
	計	128,000	26,920	

国庫補助事業費には事務費を含む。また県単事業費は概算値である。

財団法人 古都大宰府を守る公

①昭和51年度

公有史跡地管理事業（樹木、芝の管理と活用施設補修）	1,075
広報普及事業費	1,175
	計 2,250

②昭和52年度

政庁跡整備（植木、芝の管理と活用施設補修）	2,230
広報普及事業費（大宰府の文化財等の印刷費）	1,500
	計 3,730

Ⅲ 環境整備事業実施概要

1 南門跡

(1) 発掘調査概要 第1次発掘調査(昭和43年11月～昭和44年2月)

- ① 東西26.1m(87尺), 南北は推定13.8m(46尺)の基壇の上になつ正面5間の建物である。柱間寸法は中央間のみ幅が広く5.7m(19尺)で他は桁行, 梁行とも3.9m(13尺)前後である。
- ② 基壇は最終段階のものであるが, これは下層遺構の基壇を60cm程度拡張してつくられたものである。
- ③ 基壇全体での掘込み地業, 或いは版築は中門とも認められないが礎石を置いたところのみ若干の掘り方をし土を互層に積んでいる。
- ④ 基壇には築地の基底部分がとりついている。幅4mと広すぎる感もするが, 犬走りを含む幅である可能性もある。



図版1 第1次発掘調査 南門跡東半部 北から

(2) 南門跡平面復原整備概要

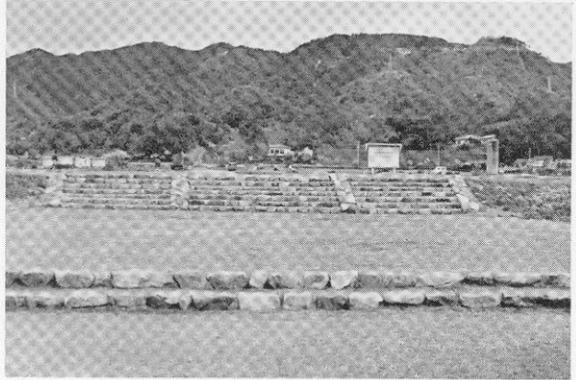
① 昭和44年度事業(太宰府町事業)

町道が切通しの形で南門及び中門中央を通っているので, とりあえず柱内側ペープはベ

トン舗装で基壇回りは張芝の仮整備をした。

② 昭和50年度事業

南門及び中門を通っていた町道が付替園路完成で廃止になったので、発掘の成果を踏えて基壇回りは張芝、欠落している礎石は模造礎石（シマストーン）をもって補充し柱内側ペーブは青色の化粧砂利敷（ $\phi 10$ ）とした。また外回り礎石はコンクリート縁石でもってその心をつなぎ建物空間を仕切った。ついで前面階段については遺構が後世の破壊によって失なわれていたので、関係者協議の上49年度前面外濠修景工事の際、図版3の通り計画施工した。



図版3 南門跡前面階段 南から



図版2 南門跡整備 西から

2 中門跡

(1) 発掘調査概要

第1次発掘調査

第1次調査の補足調査（昭和50年10月22日～11月5日）

- ① 現在中門位置にある礎石は、ほとんど原位置を動いていない。
- ② 現礎石から60cmのレベル差で下層に礎石を計4個検出した。柱位置は現礎石とほとんど変わらず、西側の3個についてむしろは根石として使用した可能性もある。
- ③ 基壇についてもその規模は変わっていない。東西17.5m、南北10.5m、門の建物は梁行2間、桁行3間で柱間寸法は梁行3.6m、桁行4.5mである。
- ④ この基壇の東西両脇には幅7mの回廊基壇がとりつく。
- ⑤ 基壇南側には3柱間のそれぞれに階段がつくのであるが、第1次調査の補足調査で判明したことは東西両階段と同じ状況で中央階段（幅3.3m×奥行1.5m）が検出され、確認出来た。階段周囲には人頭大の石が一列に残っていてこの石の上端と現存する礎石とのレベル差は約45cmであり、東側の階段には張出し部のほぼ中央に東西に数個の石が残っており、これから判断して比較的「踏み代」の幅が広い階段が想定される。
- ⑥ 中門の南側に東西対称の位置にそれぞれ2間×3間の掘立柱建物の一部を検出した。



図版4 第1次発掘調査 中門跡全景 西から

(2) 中門跡平面復原整備概要

① 昭和44年度事業

太宰府町事業

前記南門と同様に柱内側パーブはベトン舗装で基壇回りは張芝の仮整備をした。

② 昭和46年度事業

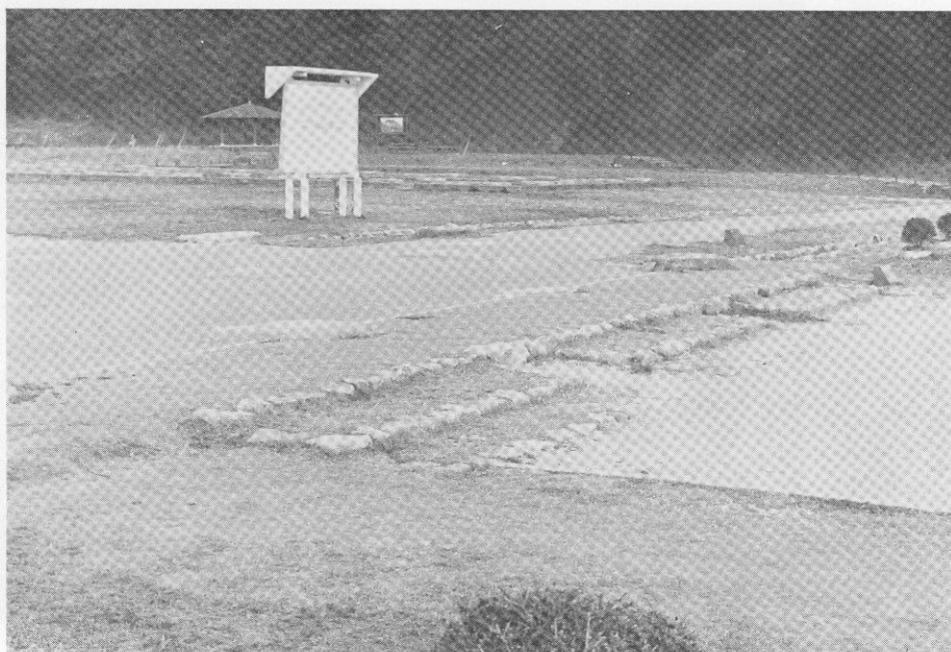
中門前面に位置する左右対称の掘立柱建物2棟については柱位置をつけの玉物で植栽し、礎石建物と区別した。

③ 昭和50年度事業

南門と同様の設計内容で平面復原を図った。



図版5 第1次調査の補足調査 中門階段 東から



図版6 中門跡整備 西南から

3 回廊跡

(3-1) 南面及び西面回廊跡発掘調査概要

第1次発掘調査

第6次発掘調査（昭和45年9月16日～11月30日）

第30次発掘調査（昭和48年11月19日～49年4月2日）

第1次調査で判明した中門に取付く回廊の西方延長上に位置する東西方向の回廊とこの回廊に直交して北方に延びる回廊とを三期にわたって検出した。以下それぞれを上層からⅢ期，Ⅱ期，Ⅰ期回廊と記述する。

① Ⅲ期回廊

①大宰府政庁廃絶期のものと考えられるが根石のところまで削平されており遺構の残存状態はよくない。

②西側を除く周囲の雨落溝と根石群とを検出した。

③根石群中心間の距離は梁間，桁行方向ともに3.90mである。

④今次発掘の最東側の柱心は廃絶期中門西側妻柱心から桁行3.90mの柱間間隔で丁度10柱間目にあたる。

⑤西面回廊の東側柱列では発掘区域外北方に，検出した最北側の根石群中心から桁行間隔で丁度3間目の礎石が現存する。



図版7 第6次調査 回廊(Ⅲ期)全景 西から

㊦以上によりⅢ期回廊は梁間、桁行ともに同じ柱間間隔で中門から西方へ延び、中門西側から13柱間目で直角に折れ、再び同じ柱間間隔にて北方へ延びると考えられる。

㊧想定復原回廊は、柱間距離において梁間、桁行ともに3.90mの礎石をもつ本瓦葺の単廊であろう。

② Ⅱ期回廊

想定復原回廊は南面回廊、西南回廊ともに柱間距離は梁間において4.65m、桁行において3.90m、両軒側に約1.2mの基壇の出をもつ礎石使用の本瓦葺の単廊であろう。

③ Ⅰ期回廊 省略

④ 暗渠部分の溝

回廊西南入隅部において南面回廊を横断する溝を上、下四時期にわたって検出した。

上層からⅢ期溝、上層埴敷溝、下層埴敷溝、小礫敷溝である。

(3-2) 北面及び東面回廊跡発掘調査概要

第15次発掘調査（回廊東北隅発掘調査）
昭和47年4月1日～
9月4日、

検出した主な遺構は回廊（新、旧二時期）、築地、掘立柱、建物2棟、石敷遺構などである。



図版8 第6次調査 回廊（Ⅰ、Ⅱ期）全景および中門 西から

① A期の回廊は礎石

1個を残すのみで全て取り去られていたが根石はほとんど完全に残存していた。この根石の中心距離は桁行3.9m（13尺）、梁行4.65m（51.5尺）で第6次の調査結果と一致する。

② 北面回廊の北側柱列の中央3間分には埴を2列に敷きならべたものが検出された壁持ち



図版9 第6次調査 埴敷溝(上・下層)および小礫敷溝 北から

えられる。

- ⑤ また東面回廊においては東側柱列を3.5尺西側柱列を1尺西へ移動している。
このため東側柱列の礎石中心線と基壇の側石との間隔が約2.7mと広がっており軒の出に問題を生じてくる。
- ⑥ 北面回廊基壇は西から東へ傾斜しており礎石の上面で約30cmほど東側が低い。また今回検出した回廊最西端礎石上面と正殿礎石上面とでは回廊礎石が約1.5mほど低い。
- ⑦ 回廊基壇側石については北側は大きさ20~30cmほどの石を使用したものを一段分を検出した。南側はほとんど取り去られている。
- ⑧ 以上の結果から今回検出した北面回廊北側柱列と第6次調査で検出した南面回廊南側柱列との距離は約117.30mとなる。これをB期の桁行柱間寸法3.90mで割ると30で余り0.3となり前述の東面回廊北端の柱間寸法4.20mの結果を総合すると丁度30間目で西へ折れることとなる。

地覆と考えられる。

- ③ B期の回廊は北面回廊北側柱列西端の礎石1個を除いて全て残存していた。

礎石の中心距離は梁行、桁行とも3.90m(13尺)で第6次調査でⅢ期としたものと一致する。

- ④ 東面回廊が北面回廊に取り付く桁行1間分のみは4.20m(14尺)あり1尺ほど広がっている。

これは当初梁行が4.65m(15.5尺)であったものを後に桁行に合わせて13尺に改める際、北面回廊の南側柱列を北へ1尺ずらしたために生じた結果と考

また正殿との接続関係については正殿身舎南側柱列と北面回廊の中心線とが一致した形で接続することが明らかとなった。しかし正殿の建物正面は1間が吹通しで、あとの3間は壁になることは礎石の地覆座から観察して明らかである。したがって取り付け部の回廊の半分は壁になりきわめて変則的な構造になることが明確となった。



図版10 第15次調査 政庁回廊東北隅 西から

(3-3) 回廊跡平面復原整備概要

回廊跡平面復原計画は奈良国立文化財研究所の協力により実施案が作成され、これをもとに大宰府史跡整備対策委員会において検討された後福岡県が事業主体となって設計施工された。

① 昭和46年度事業（南面回廊西半部）

回廊の柱位置はヒューム管（ ϕ 450）を埋設の上、表面はモルタル塗りで表現し柱内側ペーヴは現地遺構土に近い色質のアスファルトを使用し、柱外側は張芝とした。基壇はⅡ期の遺構で検出された玉石（自然石）2段積みとした。雨落溝は内側は基壇玉石を利用して、外側は玉石一段とし、溝底の侵蝕を防ぐためモルタルを敷き、上面を小砂利で化粧した。

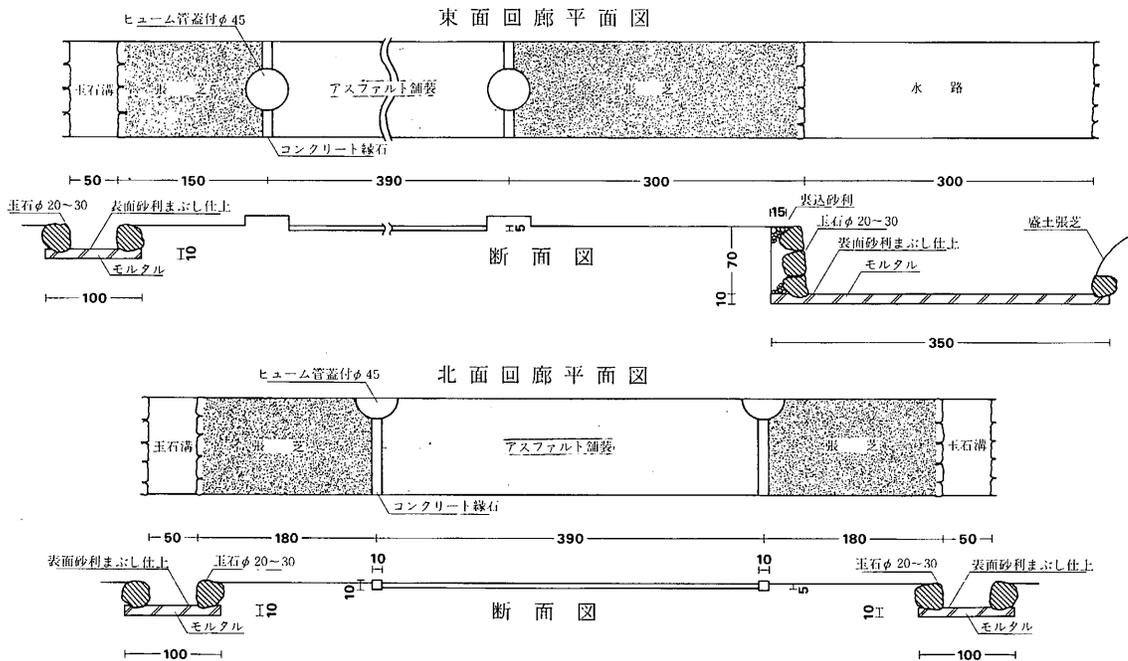
② 昭和47年度事業（南面および北面回廊東半部と東面回廊）

北面回廊については第15次発掘調査によって第Ⅲ期の礎石がほぼ完全な形で遺存してい

ることが確認されたため遺構そのものを見せるという原則にたつて整備計画が検討されたが、正殿および東面回廊などとの接続関係がうまくいかず排水等に無理があり、また礎石は全て花崗岩を利用したもので、風化の激しいものがある。これの保存処理等について問題が生じたため、遺構自体は埋め戻し、表現方法としては前年度の南面回廊西半部同様にした。

東面回廊は、現在月山の西に沿って流れる川によって大きく侵蝕されていたためかなりの盛土を必要とした。基壇上の整備、方法は北面回廊と同様であるが、基壇東側は第15次発掘調査の際検出された遺構をもとに径20~30cmの自然石を用いて3段空積とし、実際の遺構に近い状態で積み上げた。この東面回廊の東を南北に走る溝については発掘の結果から巾10尺とし底は溝底の浸蝕を防ぐためモルタルを敷き表面を小砂利で化粧した。さらにこの溝の北端部には月山側との連絡を考慮して巾4mの橋を設置した。

南面回廊についても同様の工法である。回廊内側の雨落溝は巾50cmで復元し玉石一段で溝底はモルタル敷きとした。



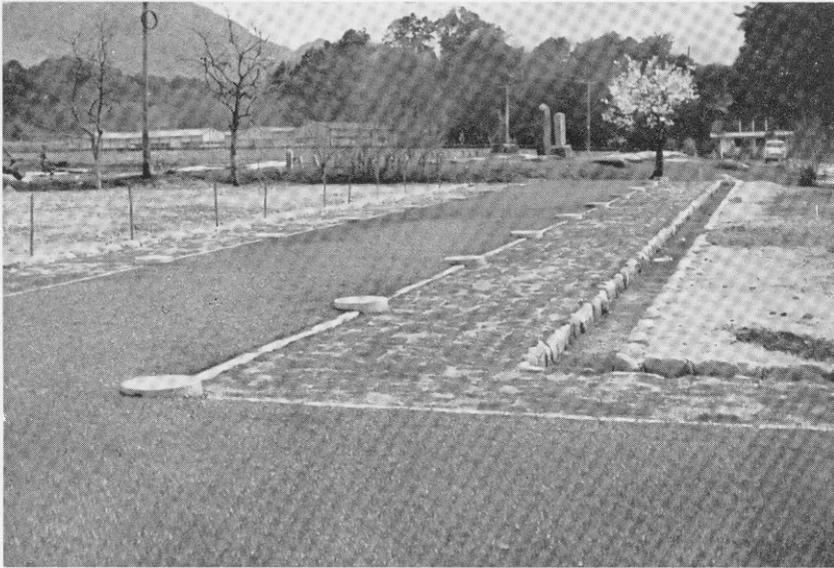
第5図 回廊跡平面復原計画図

③ 昭和48年度事業（回廊基礎盛土）

西面回廊及び北面回廊西半部復原予定地は大野山より坂本部落を抜けて流れる水路によってえぐられていたため、水路の付替えの必要が生じた。そこで現況測量を行い回廊面を計画設定したところ、場所によっては2 m60cmからの盛土高を生じたので、地盤等を考慮して事前の盛土をした。

④ 昭和49年度事業（北面回廊西半部及び西面回廊）

設計内容は47年度事業と同じである。



図版11 回廊跡整備 北西隅 西から

4 前面築地跡

(1) 発掘調査概要

第1次発掘調査

第6次発掘調査（政庁西南地区）昭和45年9月16日～11月30日

築地と回廊の接合部分の一部残存する遺構から判明し、築地は回廊の外を回るのではなくて、回廊が北に折れる部分に外側をあわして接続している。

その際検出した主要遺構は南から列举すると東西方向の築地（上層築地，下層築地）回廊に接続する南北方向の築地（上層からⅢ期築地，Ⅱ期築地，Ⅰ期築地）である。

① 東西方向の築地

① 上層築地

削平が甚しく東西方向にほぼ平行する両側の雨落溝のみ検出した。現在雨落溝間の基底

幅は2.90~3.20mであり雨落溝幅は南側で約30cm, 北側で約60cmである。南側の雨落溝底は北側のそれに比較して約15cm低い。これは築地の内外での敷地面の高さの違いを示すであろう。

想定復原築地は、基底幅がかなり狭くなり、犬走りのほとんど無い本瓦葺の築地であろう。

◎下層築地

残存状態が良好である。

寄柱礎石, 基壇側石, 築地本体部分の掘り込み, 及び詰め込み石を検出した。

礎石心間距離は桁行方向において約3m強で、梁間方向において2.22mである。

想定復原築地は、約4.4m幅の基壇上の中央に基底幅約2.2mで礎石上の寄柱をもつ本瓦葺の築地本体をのせた巨大な築地であろう。

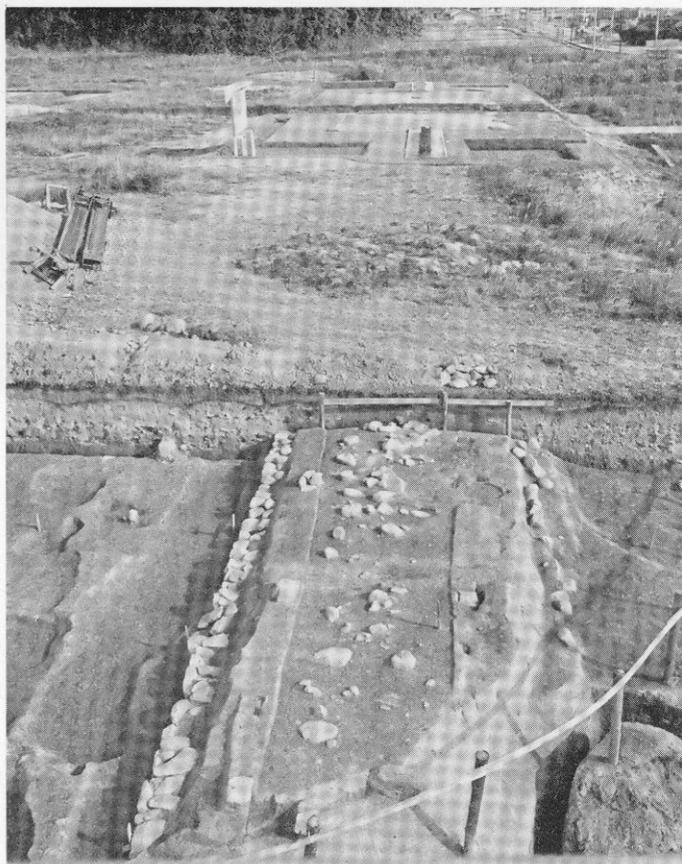
② 回廊に接続する南北方向の築地

I期及びII期築地は同じ位置に重複し、III期築地は前記築地の東側に位置する。南北方向の築地は、回廊の取付部から発して南へ延びていき、南門よりの東西方向の築地に接続していたものと考えられる。

④ III期築地

ほとんど削平されていて、不明瞭である。III期回廊の南側の東西方向雨落溝が南へ曲折する事により築地東側の雨落溝を確認した。

想定復原築地は南北方向の回廊と棟の線を合せていたと仮定すると基底幅はかなり狭くなり、犬



図版12 第6次調査 築地(下層)および南門 西から

走りを持たない築地が考えられる。これは前出の上層築地に類似する。

㊦Ⅱ期及びⅠ期築地に関して西側部分がともにまったく不明であるので、両期築地の規模や構造は想定できない。



図版13 第6次調査 回廊と築地取付部（Ⅲ期） 南から

(2) 前面築地跡平面復原整備概要

築地平面復原計画も回廊と同様奈良国立文化財研究所の協力により実施案が作成され、回廊と同様の手順で施工された。

① 昭和46年度事業（前面西半部）

盛土、張芝、灌木植栽で築地の平面復原表示を図り築地本体についてはコンクリート縁石で犬走りと区画してその巾を示した。また雨落溝は排水を考慮して築地内側のみ玉石一段の回廊同様の復原をし、築地及び回廊でかこまれた地域はすべて張芝とした。

② 昭和47年度事業（前面東半部）

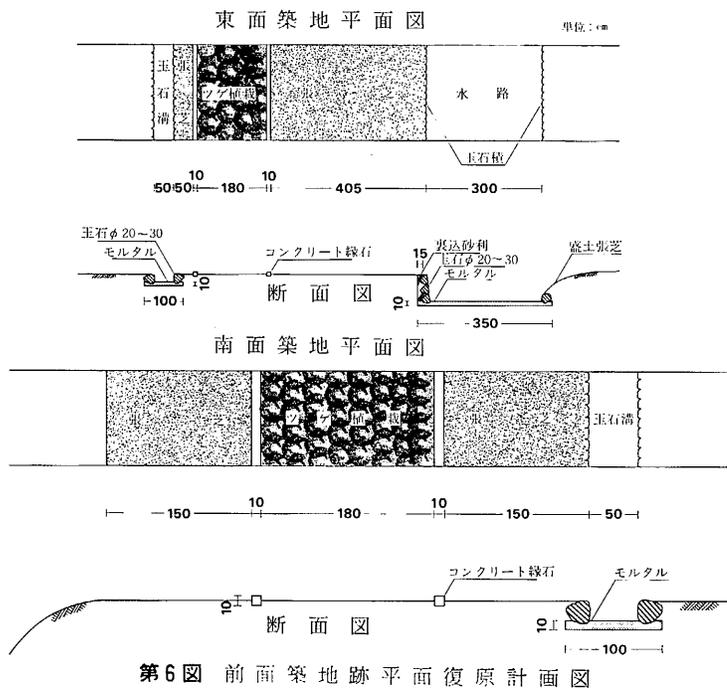
前年度と同様の手法でもって計画施工した。

5 脇殿跡

(1) 発掘調査概要

第30次発掘調査 昭和48年11月19日～49年4月2日

第30次補足調査 昭和49年9月9日～12月16日



第6図 前面築地跡平面復原計画図

検出遺構は埴積基壇建物2棟，玉石敷遺構，回廊等である。

① 北側埴積基壇建物

①基壇幅は東西15.3m（50.5尺），南北30.3m（101尺）である。

基壇面は全体的に削平が激しく，北方で梁行柱列の北側から2列を残存するのみで，桁行柱列の東側から1列はほとんど残っていない。

②現存する8個の礎石と根石から，この建物は梁行4間（柱間寸法9.5尺），桁行7間（柱間寸法12.5尺）の切妻造りの建物と考えられる。

③礎石は8個現存し，うち1個は動いている。この礎石柱座から北方と南方では約10cmのレベル差が認められた。しかし位置的には移動していないことが判った。また基壇東北隅では礎石3個を新に検出した。これらの礎石は後世の耕作のため埋め込まれたものであろう。

④基壇化粧は埴積みで，縦18cm，横29cm，厚さ6cmの埴を使用している。最下段は平積み（長辺の木口を外に向ける），次に立てる2段構成によるものであるが，位置によっては最下段の平積みがないところもある。埴積基壇構築に際しては基壇内側から掘込み，裏込

めされていることが認められた。

①建物の東面と西面には3ヶ所ずつの階段が設けられている。階段は幅2.2m (7.2尺) 基壇からの張り出し60cm (2.0尺) である。建物東西の中心と右側の階段前の踏面には6～7個の埴を敷いており、踏面と礎石柱座までの高さは約61cmを測る。このことから階段は踏面約20cm、踏上げ約20cmで傾斜45度の3段ではないかと考えられる。また西面南側の最下段の蹴上げの部分で3個の文様埴が使用されていた。

- ② 南側の埴積基壇建物については後世の攪乱によるため基壇の埴積列は、北面と西面で検出したのみである。北面の埴列は最下段の平積み部分を残すのみである。西面の埴列は平積みと一部立った埴を検出し、その構築状態は、北側の埴積基壇建物と同じである。



図版14 第30次調査発掘地域全景 北から

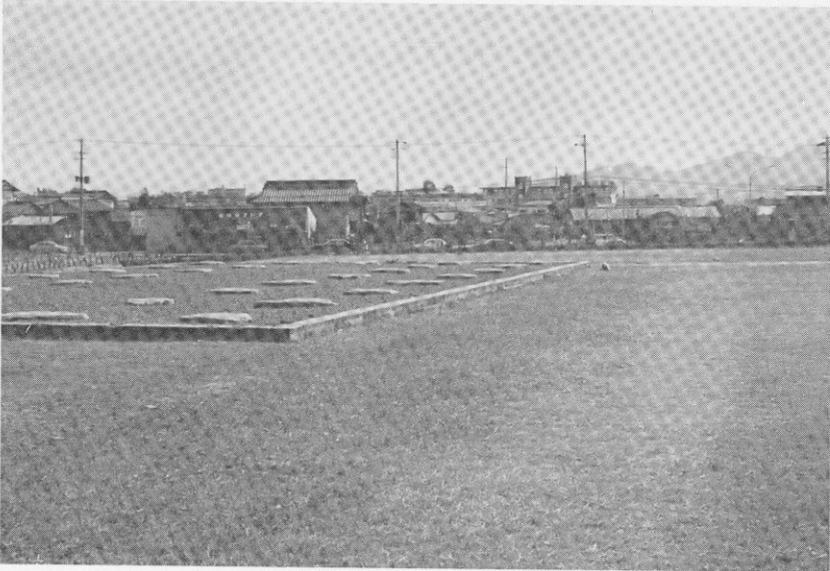
(2) 脇殿跡平面復原整備概要

昭和49年度事業

回廊で囲まれた内廷に中軸線をもって左右対称に計4棟ある脇殿の平面復原であるが、発掘の成果を踏まえて基壇回りと階段は模造埴をもって復原し、欠落している礎石跡は南側の2棟については模造礎石で全部補足した。北側の2棟については残存礎石があるので、模造礎石は建物の規模が理解出来る程度の数にして四周におくようにした。計画断面は地下遺構の深さを参考にして決めたが場所によっては意外に浅く遺構面が出てその都度

遺構をこわさないように設計変更をした。その箇所は20箇所余りもなった。

それは現存する礎石は出来るだけ見せ、なおかつ地下遺構は破壊しないで基壇の減張りをつけるという設計条件を設定したためである。



図版15 脇殿跡整備 北東から

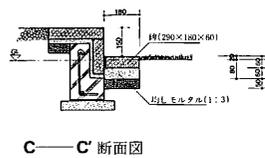
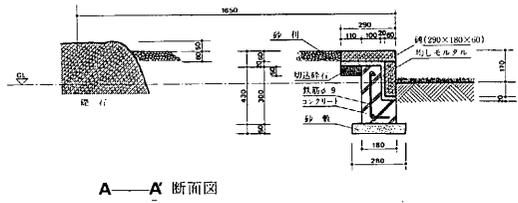
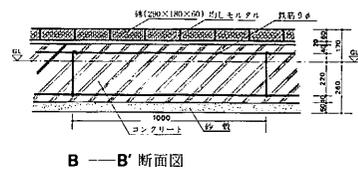
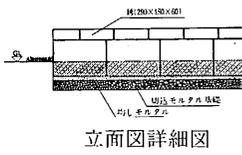
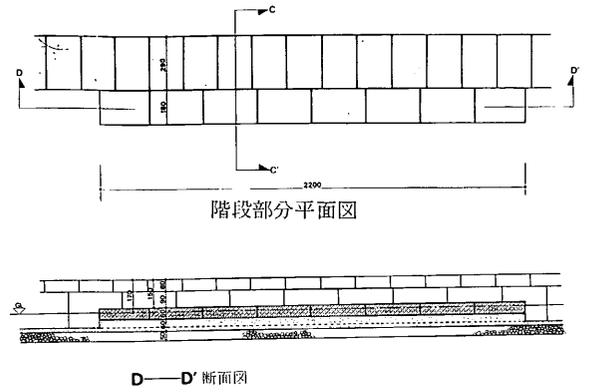
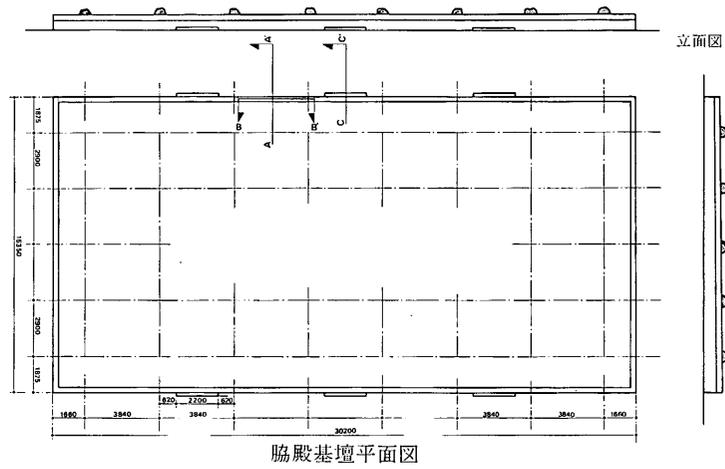
6 内廷跡

(1) 発掘調査概要

第30次調査の補足調査 昭和49年9月9日～12月16日

検出遺構の主なものには玉石敷、掘立柱建物及び東脇殿基壇の一部などである。

- ① 第30次発掘調査として行った西脇殿の調査において、脇殿前面から玉石敷遺構が検出され、この調査結果から推測して東、西両脇殿および正殿、中門に囲まれた地域にはおよそ幅4mの玉石敷がおかれているのではないかと考えられた。しかし今回の調査で東脇殿前面に設定したBトレンチでは幅9m以上にわたって玉石敷を検出し、また正殿西及び南面に設けたAトレンチ及び中門北側に設けたCトレンチにおいても、ごく一部では玉石敷が検出された。このことからみても東西両脇殿、正殿および、中門に囲まれた回廊内中央部は全面にわたって玉石敷がおかれていたと考えても大過ないものと思われる。
- ② またAトレンチ北拡張区で検出した玉石敷は約30cmほど高くなっており、正殿前面は東、西両殿前面の玉石敷よりも一段高くなっていたと考えられる。しかしながらその具体的な点については今回の調査では明確にし得なかった。ただBトレンチにおいて検出した玉石敷の最北端の2列の玉石が一種の見切りのな意味でならべられたものと考えると、こ



第7图 脇殿跡平面复原计面图

の石列を境にして正殿前面が一段高くなるのではないかと推測される。しかしながら高低差が、わずか30cm程度であることから、ここでは断定することはさしひかえたい。



図版16 第30次調査の補足調査 Bトレンチ 南から



図版17 第30次調査の補足調査 Aトレンチ 南から

(2) 内廷跡整備概要

① 昭和49年度事業

脇殿と回廊間の盛土張芝をする。

② 昭和50年度事業

発掘調査の結果、石敷遺構が確認された。整備の方法としては①遺構をそのまま露出させて見せる②埋戻して遺構は地下に保存し代わりに類似の自然石でもって石敷をする等を検討してみたが、遺構保存、脇殿との関係、利用面を考慮して張芝と碎石敷きで処理することにした。

その内容は中門より巾20mで白の碎石(φ10)を6cm厚で敷き、その回りは芝種子の吹付けとした。また正殿前面は30cm程度高くし張芝をした。

7 後殿築地

(1) 発掘調査概要

第15次発掘調査(政庁回廊東北隅) 昭和47年4月1日～9月4日

第26次発掘調査(正殿後方築地東北隅) 昭和48年4月1日～11月19日

第41次発掘調査(北門跡) 昭和51年4月27日～8月10日

築地規模の推定のひとつの手がかりとして、回廊との接続部に設けられた暗渠(長さ約3.7m、巾0.4m、深さ0.3mの自然石を利用したもので天井石はほとんど消失している)がありこれにより築地の基壇幅は12尺程度のものであることが考えられた。調査の結果判明したことは

- ① 東面築地基壇の東側石は東面回廊基壇の東側石と面を合わせて一直線に南北にのびている。
- ② 残存している3個の石列を築地基壇の側石とすると基壇の基底幅は3.6m(12尺)である。
- ③ 北面築地は基壇の北側の側石が2～3段残っており、基壇内側に残存する石列との間隔は東面築地同様3.6mである。
- ④ 北面回廊と北面築地との心々距離は、66.3mである。
- ⑤ 築地の寄柱は検出されなかったが、築地基壇の中央に幅5尺で黄褐色の土が版築状に積まれた部分があり、これからすると築地本体5尺、外側に巾3尺、内側に4尺の犬走りをもったものと考えられる。
- ⑥ 南門から東西にのびる築地と比較して若干規模は小さく、瓦葺ではなく板葺上土のものと考えられる。
- ⑦ 築地には新旧2時期が認められた。

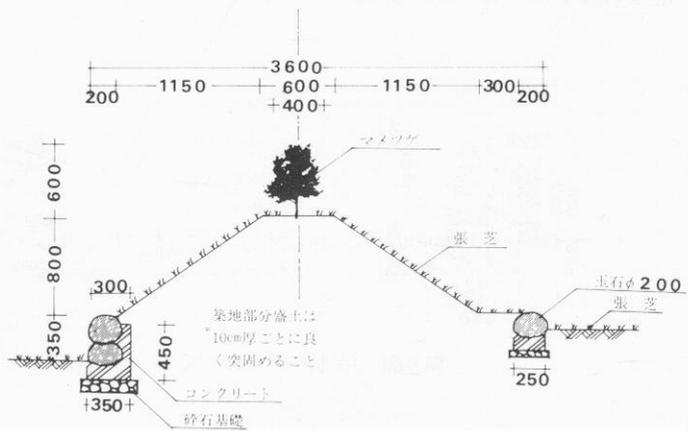


図版18 第26次調査 政庁正殿後方築地 北東から

(2) 後殿築地跡平面復原整備概要

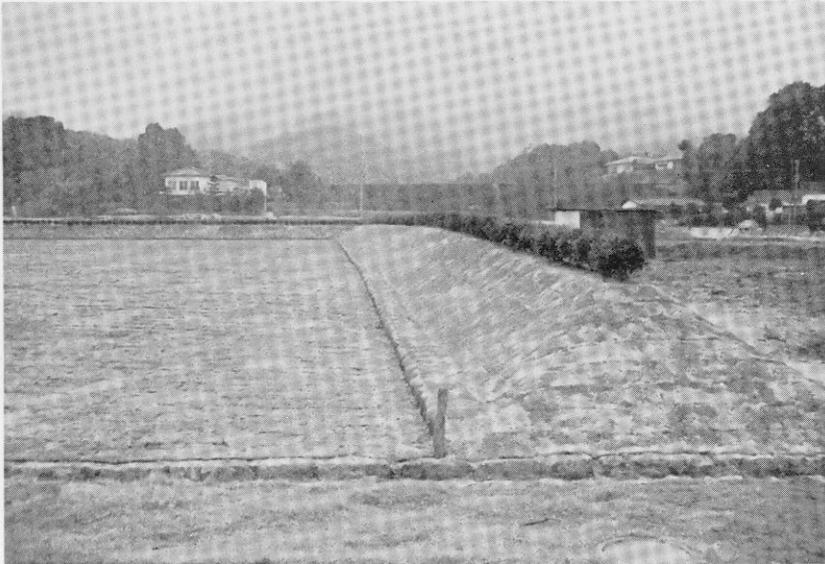
① 昭和49年度事業（東側築地半部復原）

設計にあたって、課題になったのは今までの整備は余りにも平面過ぎるので立体感が欲しいという関係者の声をどのように設計に反映させるかであった。そこで立体復原を模して図のような断面にした。もちろん前面築地についてはすでに平面復原がなされているので、デザインの統一性を考慮して、つげ植栽、張芝の



第8図 後殿築地跡整備断面図

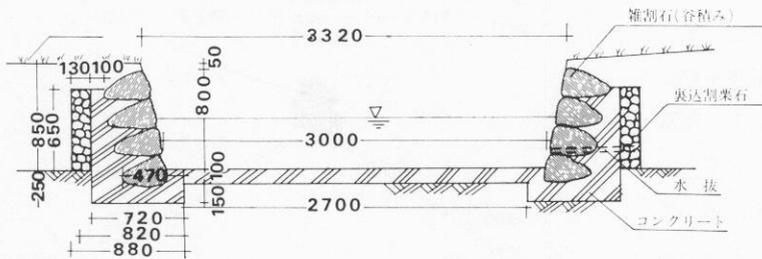
仕様にした。



図版19 後方築地跡整備 南から

② 昭和49年度事業（西側築地予定地の盛土及び水路護岸）

豪雨時の水路を考えると地形的にカーブになっているので、上流からの越流，それによれる復原築地への急突も考えられるので，防災の見地より前年度の付替え水路をさらに上流へ30mほど雑割石の練積みで延長し，築地のコーナー部分は逆T字型鉄筋コンクリート擁壁をL字型におき計画高へ盛土をした。その際湿地帯であるので，ポラコン（ $\phi 150$ ）と割栗石による暗渠を埋設した。



第9図 付替え水路断面図（上流部）

③ 昭和50年度事業（西側築地半部復原）

北門跡想定地の中央部分を残して前年度と同様な計画で施工した。

8 北門

(1) 発掘調査概要

第41次発掘調査 昭和51年4月27日～8月10日

検出した主要な遺構は、最上層で土壇Ⅰ，小数のピット，小溝，上層で建物Ⅰ，新期の築地，下層で旧期の築地，掘立柱群，最下層で掘立柱群，柵列Ⅱなどである。

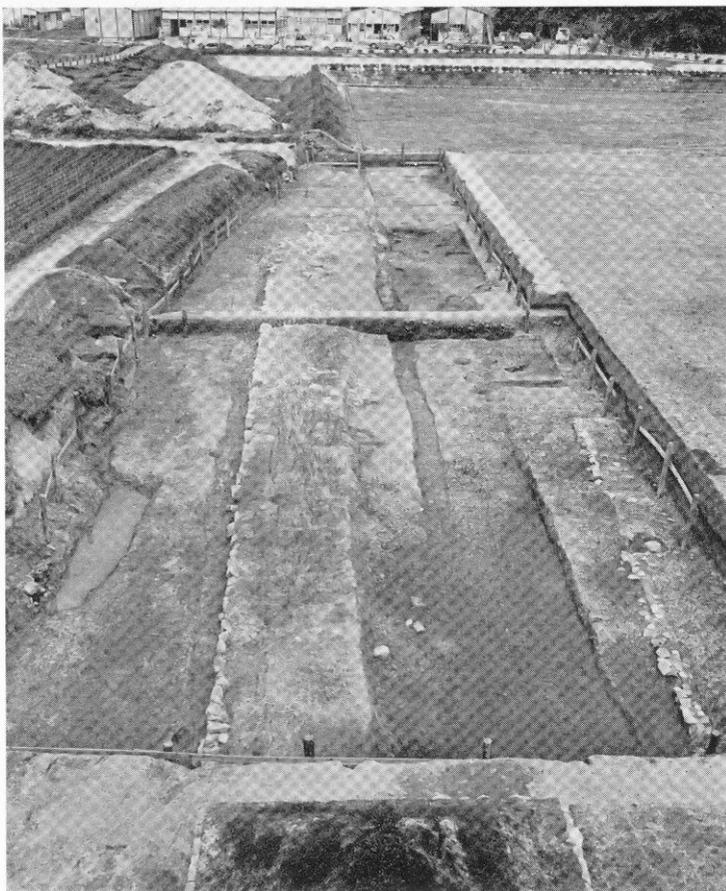
北門と想定される位置で築地中に南北に6mの間隔を置いて並ぶ2列の石列を検出した。西側石列の位置から基壇側石の積み方が変化し，この石列間を北門跡と想定したが，とすればそれは脇門的な小規模の門と考えられる。しかし石列の中心線は政庁中軸線から西へ1.9mはずれているので疑問もある。また石列間の基壇版築は丁寧になされ，第26次調査で検出した築地基壇と同じ積み方であった。このことから築地は連続し，中門のような基壇をもった門は北側には存在しなかったと考えられる。

(2) 北門跡整備概要

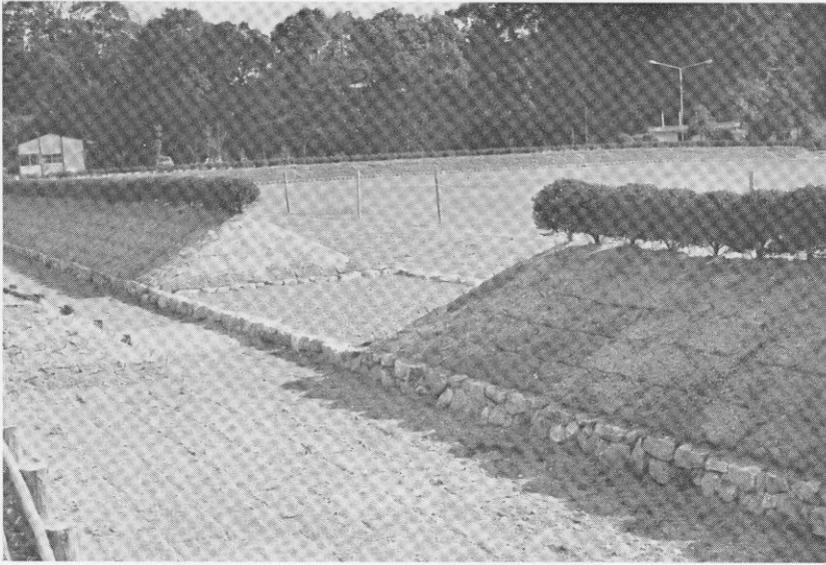
① 昭和51年度事業

(北門及び築地跡平面復原)

現時点での発掘成果では北門跡と断定し得ない状況であるが後背地への通り抜けを考慮して東西からの築地復原を想定地において切通しの形で止め想定地は花崗岩自然石の側石と内部は厚さ5cmの砂利敷とした。また北側は一段と高い水田であるので，急傾園路予定地として水田を若干公有化してもらい土留竹柵と暗渠を設け史跡地管理面を考慮した。



図版20 第41次調査区全景 西から



図版21 北門跡整備

9 その他の環境整備事業

(1) 昭和47年度事業

① 航空写真図化事業

(2) 昭和48年度事業

① 園路造成

大宰府史跡地内に在る各種建築遺構の平面復原と修景のため史跡地ほぼ中央を南北に走っている町道廃止の代替として西側蔵司寄りに園路を新設した。その際設計内容に60cm程度の切土箇所が一ヶ所あったので事前の発掘調査を行い、遺構破壊のないことを確認の上^(註)施工した。

施工内容は幅4m延長390mの砂利敷で西側はU型(240)コンクリート側溝を設け東側は水路への自然排水とし、園路の両側は張芝とした。

付記 園路造成当初災害復旧(水害による河川改修等の)及び建築のための工事用道路としての一般使用があったため側溝蓋と路面の傷みが激しく3年後にはその補修の必要性にせまられた。そこで昭和51年度福岡県那珂失対事務所にその補修を依頼し重厚側溝板への取替えとアスファルト舗装をした。

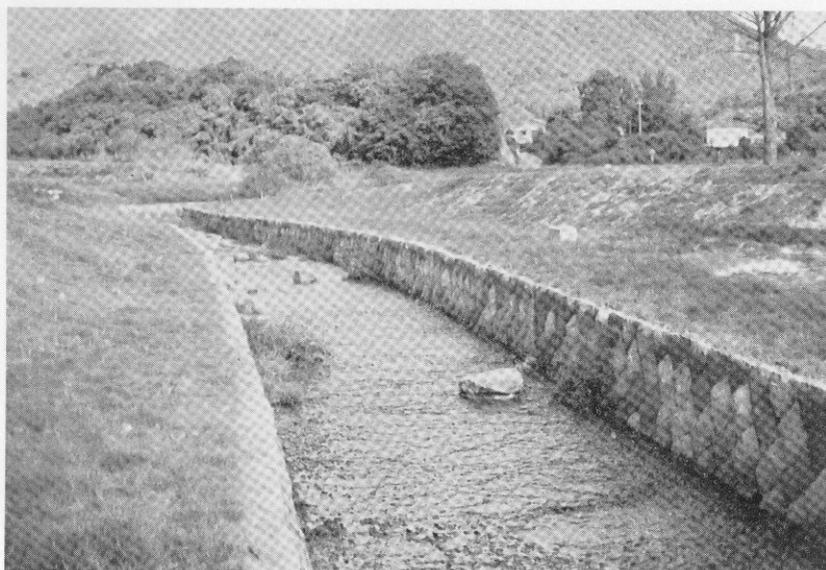
(註) 第24次発掘調査 昭和47年11月25日～昭和48年2月9日

検出遺構は掘立柱建物1棟、溝1条である。

② 水路付け替え

西面回廊及び後殿西側築地の復原予定地が長い年月を経ての浸蝕作用で大きくえぐられ水路が通っていたため水路の付け替えをした。水路工事には掘削を伴うのでかなりの数の拌掘りで調査をし遺構のないことを確認の上施工した。

水路構造は巾3m、高さ80cmの雑割石の空積みとし、あわせて水路であり勾配がかなり急である点を考慮して積み方は谷積みとした。水路底は浸蝕を防ぐため捨てコンクリート10cm厚の上に砂利をまぶし仕上げとし、さらに平滑なイメージを避け沢渡りの捨石をした。ここで空積みとしたのは出来るだけ古風な手法でそして川魚の住処にでもなってくれたらと考えてのことである。



図版22 付け替え水路

(3) 昭和49年度事業

① 前面外濠修景

第2次発掘調査地である政庁前面の旧水田低湿地帯を対象に修景工事をした。発掘調査で判明したことは東面回廊そばを南下する水路が前面で右折して南門前面をかなりの巾の大きさで流れていた痕跡があるも、後世の攪乱でその規模については断定出来ないことであった。そこで前に遺構復原を模して幅6m長さ135m余の外濠をつくり柵(しがらみ)でもって護岸とし、朱雀大路に当たる部分に幅13m、長さ7mの土橋を設け砂利敷でもって朱雀大路の復原を模した。また利用者の便を図るため砂利敷の広場を西側に設けた。

(註) 第2次調査(外濠地区の調査)概要

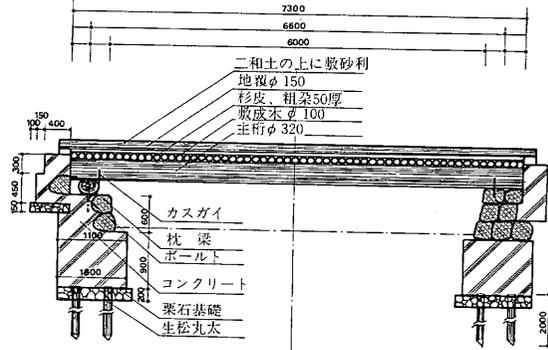
第2次調査は南門の前面、外濠部と推定される約1000mについて行った。当初予想した外濠については、これを確認することができなかった。調査が進むにつれ、南門の東端部を破壊し、南門の前面で西に迂回する大きな川を確認したが、外濠は恐らくこの川によって、少くとも南門の前面については完全に削られてしまったものであろう。この川はかなりの土砂を運び何度か流路をかえている。その最下層の流路についてはいわゆる「しがらみ」で護岸し、遺物からするならば平安時代末期にはすでに存在している。従来問題視されてきた五条にのると考えられている現在の道路が、大宰府政庁の前面で大きく南に迂回している点についても、この川が存在と結びつけて考えることが妥当のようである。



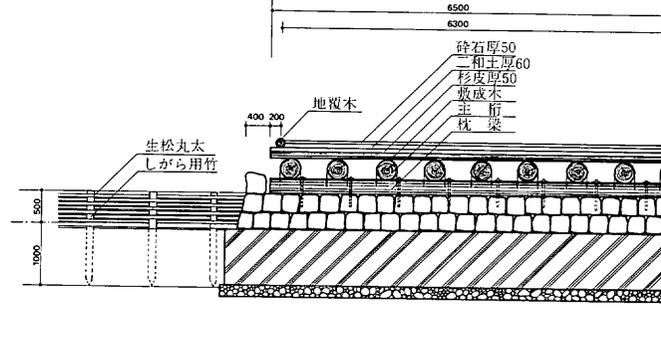
図版23 前面外濠及び土橋 東から

- ② 水路護岸工事
前年度事業の水路流末処理のための護岸工事である。
- ③ 後背地盛土及び広場造成工事
後背地町道に沿って植栽のための4m巾の盛土、張芝と発掘事務所移転予定地の盛土による広場造成をした。
- (4) 昭和50年度事業
 - ① 園路及び苗木跡（西北隅台地）整備
西北台地については、発掘がまだなされていない事情等を考慮して史跡地管理上の問題から単なる盛土整地の仮整備とし当座の利便を図り併せて政庁内散策のための園路工事を施工した。

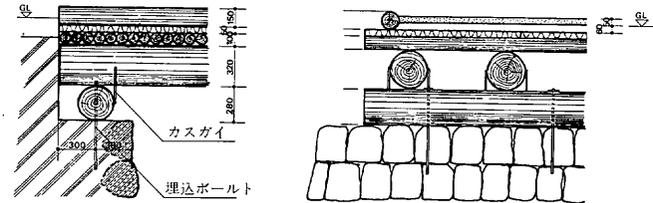
側面図



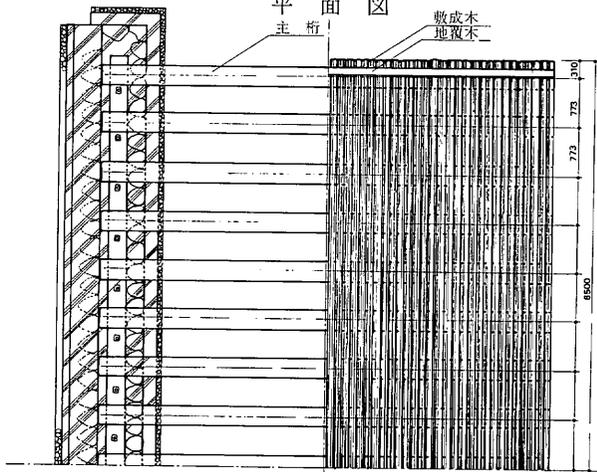
断面図



各部詳細図



平面図



第10図 土

橋



図版24 後背地盛土修景 東から

- ② 後背地整備

発掘事務所周辺の低湿地を盛土の上張芝工事をした。
- ③ 前面植栽及び後背地植栽

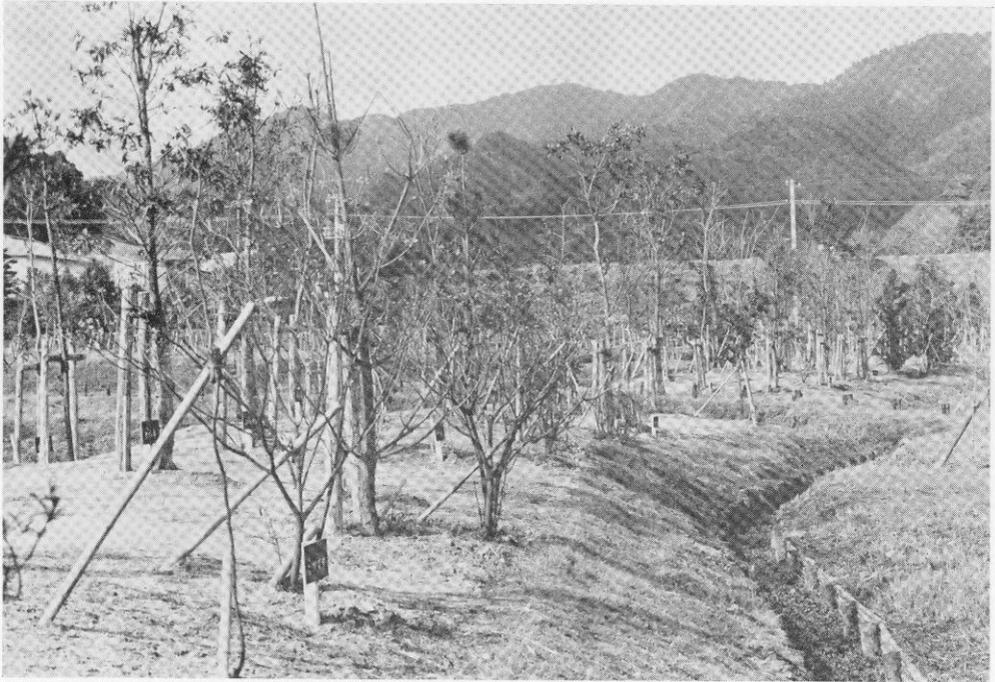
前面水路北側の東西方向带状空地の修景と後背地に目立つ民家隠蔽のための植栽工事であるが、前面植栽については南門及び前面築地土壇の減張りと湿地性を考慮して灌木の耐湿性陽樹を、後背地には雑木を植栽した。
- ④ 標識工（説明板、標石）

政庁を構成する諸建築遺構表示のための標石と政庁跡説明を内容とする説明板を2基設けた。
- (5) 昭和51年度事業
 - ① 盛土及び園路工事

後背地及び発掘事務所目隠しを予定して政庁東北隅に盛土をおこない併せて日菅寺横台地への園路工事をした。
 - ② 緑化修景工事

前記盛土整地の植栽であるが、素材としては古事記、日本書紀及び万葉集に記載された主として植栽及び管理可能な樹木を利用した。
- (6) 伐開事業

広範な史跡であるので、史跡地修景と遺構の保全対策上毎年伐開事業をおこなって来た。



図版25 緑化修景工事

10 県単事業

④遺構の保存、復原及び修景に関係ない事業と⑩活用施設等については県単独事業でもっておこなった。

(1) 昭和47年度事業

公衆便所設置、回廊東北隅外側の月山寄りに便所（鉄筋コンクリート造り陸屋根平家建）一棟設置した。これまで地元からの要望が強かったもので、これによって若干の不便が解消されたものと思われる。

(2) 昭和48年度事業

活用施設としてベンチ、くず入れ、焼却炉及び月山下に杉皮葺きの四阿を設けた。その他前年度建設した便所の目隠し植栽をおこなった。

(3) 昭和49年度事業

- ① 西側園路の県道への取付部において橋の拡幅工事
- ② 西側水路流末部の頭首工と緊急防災護岸工事
- ③ 園路より前面広場への導入として鉄筋コンクリートスラブ橋の架橋
- ④ 正殿前面の水銀灯東側便所前への移設

- ⑤ 政庁西北隅台地の苗木を後背地及び園路沿いに移植
- ⑥ 緑化推進課による前面広場の植栽工事
- ⑦ 水飲み場設置



図版26 公 衆 便 所

(4) 昭和50年度事業

① 公有地整備

月山及び蔵司下の湿地帯を対象にしたものであるが、県道に面してしかも湿地帯特有の荒れ方をしていたので、盛土張芝をおこなった。

② 説明板設置工事

大宰府歴史公園案内を内容とする説明板を四阿の傍に設けた。

③ ベンチ設置工事

(5) 昭和51年度事業

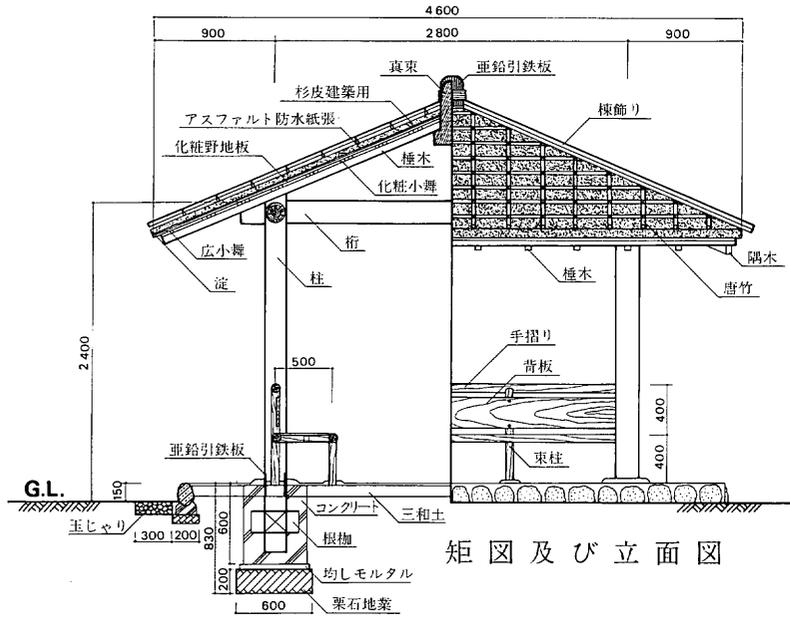
公衆便所、水飲み場及びベンチ工事

木造土壁瓦葺の公衆便所と水飲み場を西側園路沿いに設けた。

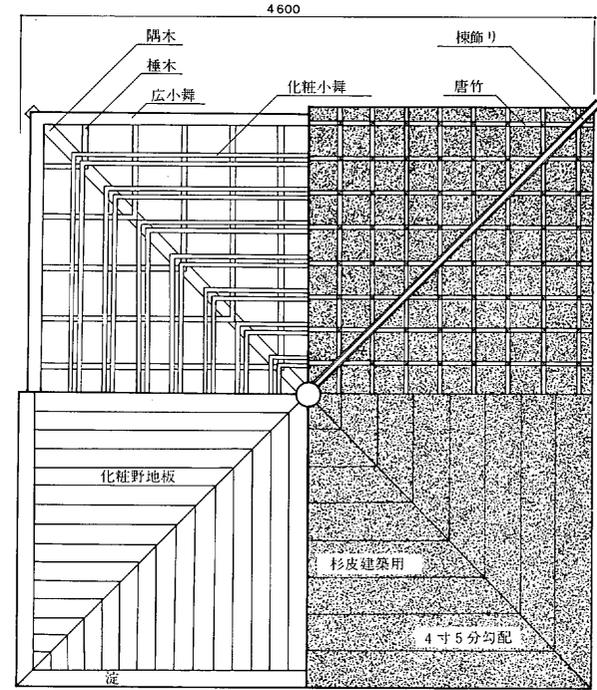
(6) 昭和52年度事業

四阿設置

日菅寺横の台地に木造杉皮葺の四阿を設けた。



矩図及び立面図



屋根伏図



四 阿 仕 様 書			
名 称	内 訳	備 考	
柱	杉丸太 末口 18cm	背割り、根元重鉛引鉄板巻き	
桁	"	背割り	
隅 木	杉1等 9.0×12.0cm		
棟 木	" 4 × 4.5cm		
広 小 舞	" 10 × 3.0cm		
淀	" 15 × 1.5cm		
化 粧 小 舞	" 2.4 × 3cm		
化 粧 野 地 板	" 15 × 1.2cm	表裏共芝防腐剤塗布	
アスファルト防水紙		1枚重ね	
杉 皮 建 築 用			
根 柵	ヒノキφ18cm×0.40		
真 束	松 φ20cm×0.06	重鉛引鉄板をかぶせ シュロ縄2本あや根下部一重かた結び	
唐 竹		鋼釘打のうえシュロ縄イボ結び	

腰 掛 仕 様 書			
名 称	内 訳	備 考	
手 摺 り	杉丸太 末口 7.5cm		
背 板	杉 24-2.4cm	赤 身	
	桧 6 × 3 cm		
東 柱	杉丸太 末口 6 cm		
縁 木	"		

第11図 四 阿 設 計 図



図版27 四 阿

あ と が き

1. 政庁跡には後殿等がまだ未整備のままで残っているが、本年度は丁度大宰府歴史公園前期整備5ヶ年事業の終りの年なので一応区切りをつけるためまとめたものでそこで本書は中間整備概報とも云うべき性格のものである。
2. 環境整備事業が曲がりなりにもここまでなされて来たのは、文化庁記念物課並びに奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部をはじめとして関係機関担当者の暖かい援助とご指導もさることながら太宰府町観世地区並びに坂本地区住民及び関係者の深い関心と積極的参加のおかげであり末尾ながら深く感謝したい。

大宰府関係略年表

年号	西暦	記	事
宣化	元	536	那津の口に官家を造り、諸国の屯倉の穀を運んで非常に備える。
推古	17	609	筑紫大宰、百濟僧らの肥後葦北津来泊を奏す。(筑紫大宰の史料的初見)
斉明	7	661	斉明天皇、征西して朝倉橘広庭宮に遷居す。2ヶ月後に崩す。
天智	3	664	対馬・壹岐・筑紫に防人と烽を配し、筑紫に水城を築く。
	4	665	達率億禮福留らをして大野・椽(基肄)両城を築かしむ。
	6	667	百濟鎮将の使者、遣唐使境部石積らを送って筑紫都督府に来る。
	9	670	長門に城1, 筑紫に城2を築く。
天智朝			天智天皇、斉明天皇追善のために観世音寺建立を発願する。
天武	元	672	壬申の乱、筑紫大宰栗隈王、近江朝廷の興兵令を拒否する。
	14	685	筑紫大宰、絁・絲・布・鉄・箭竹などの儲用物を請い、送下される。
持統	3	689	石上麻呂ら、筑紫に位記を送り、かつ新城を監す。
	4	690	大宰・国司を選任する。
	5	691	筑紫大宰府典筑紫益、30年間の恪勤を賞される。
文武	2	698	大宰府、大野・基肄・鞆智の3城を修治する。
	3	699	大宰府、三野・稻積両城を修治する。
大宝	元	701	大宝律令成る。大宰府の諸制整備される。
養老	5	721	大宰府城門に災あり。
天平	2	730	大宰帥大伴旅人宅での梅花の宴に府官人や筑前守山上憶良など出席する。
	9	737	大宰管内諸国に発生した疫瘡が天下に大流行し、多くの政府高官が死亡する。
	12	740	大宰少貳藤原広嗣、僧玄昉と吉備真備の排除を求めて叛起し、敗死する。
	14	742	大宰府を廃す。その機能は筑前国司が代行する。
	15	743	筑紫鎮西府を設置し、石川加美を将軍に任ず。
	17	745	大宰府を復置し、管内諸司に印12面を給す。
	18	746	観世音寺完成。落慶供養の日に導師玄昉怪死する。
	天平勝宝	8	756
天平宝字	5	761	観世音寺を西海道諸国の戒壇院となす。
	6	762	大宰府において唐国新様により三道節度使のための綿襖青を作る。
天平神護元		765	大貳佐伯今毛人を築怡土城専知官に、少貳采女浄庭を修理水城専知官となす。
神護景雲	3	769	大宰府、この府は人物殷繁にして天下の一都会であり、向学者も多いが、府庫に三史の正本がないため列代諸史各一本を請い史記などを賜与される。

年号	西歴	記	事
宝亀	5	774	大宰府大野城山に四天王寺を建つ。
天応	元	781	大宰管内に射田を増置し、学校料田を設置する。(府学校の初見)
延暦	9	790	大宰府、鉄冑2,900余枚を造る。
	14	795	防人を廃し、当土の兵士を辺成に充つ、防人司を廃止する。
大同	元	806	伊予親王を大宰帥となす。以後、親王の大宰帥任官恒例となる。
弘仁	14	823	大宰大貳小野峯守の建議により、管内諸国に公営田を設置する。
天長	3	826	大宰府の兵士を廃止して、選士・衛卒を分番配置する。
承和	2	835	府官人などに小野峯守建立の続命院を勾当させる。
貞観	11	869	大宰府、府庁における大鳥の怪などについて奏す。
	12	870	大宰府の府庫および大野城の器伏は交替検定せしむ。
元慶	元	817	大宰府、貢綿を沙金と相博して永貯となす。
延喜	元	901	右大臣菅原道真、大宰権帥に左遷される。同3年大宰府に没す。
	5	905	味酒安行、菅原道真の廟を造る。(太宰府天満宮の始源)
	19	919	安楽寺に小中荘が寄進される。(安楽寺—太府天満宮の初見)
天慶	4	941	瀬戸内海の内海賊藤原純友、大宰府を侵し、放火して財物を奪う。
天延	元	973	大宰府学校院焼亡す。
	3	975	大宰府兵馬所、観世音寺常燈料田施入符を請う。(兵馬所の初見)
寛仁	3	1019	刀伊が来寇し、府官らこれを撃退す。
治安	元	1021	観世音寺、大宰府に学校院別当の同寺領を妨ぐるを訴える。以後、相論が続く。
長元	4	1031	大宰府、府庁修理のことなどについて請う。
	9	1036	大宰権帥藤原実成、安楽寺と鬪乱し、ついでその訴により除名配流される。
永承	2	1047	大宰府、宋商客舎の放火犯人を捕う。
	5	1050	安楽寺焼亡す。
康平	7	1064	観世音寺焼亡す。治暦2年(10.66)再建供養。
保安	元	1120	観世音寺、東大寺の末寺となる。
保延	6	1140	大山寺・香椎・管崎宮などの僧徒神人、大宰府以下の屋舎を焼く。
養和	元	1181	反平氏勢力が大宰府を焼き払うとの風聞により平貞能が追討のため下向す
寿永	2	1183	平氏一門、安徳天皇を奉じて大宰府に至り、ついで緒方惟義らに追われる。
文治	元	1185	後白河院、源頼朝の使中原久経・藤原国平をして鎮西の事を沙汰せしむ。
	2	1186	天野遠景、鎮西九国奉行人に任ず。
嘉祿	2	1226	鎮西奉行武藤資頼、大宰少貳を兼ね。

(紙幅の関係で出典については省略した)

特別史跡 大宰府跡

環境整備事業実施報告書

昭和 53 年 3 月 31 日

発 行 福 岡 県 教 育 委 員 会

印 刷 隆 文 堂 印 刷 株 式 会 社

北九州市門司区畑田町 1 番 1 号